

第88期 定時株主総会 招集ご通知

■ 議案

<会社提案>

第1号議案 取締役10名選任の件

<株主提案>

第2号議案 取締役2名選任の件



Provided by TAKARA Printing

「ネットで招集」で議決権行使が
簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。
こちらからも議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただけます。
<https://s.srdb.jp/4549/>



開催日時

2026年6月23日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

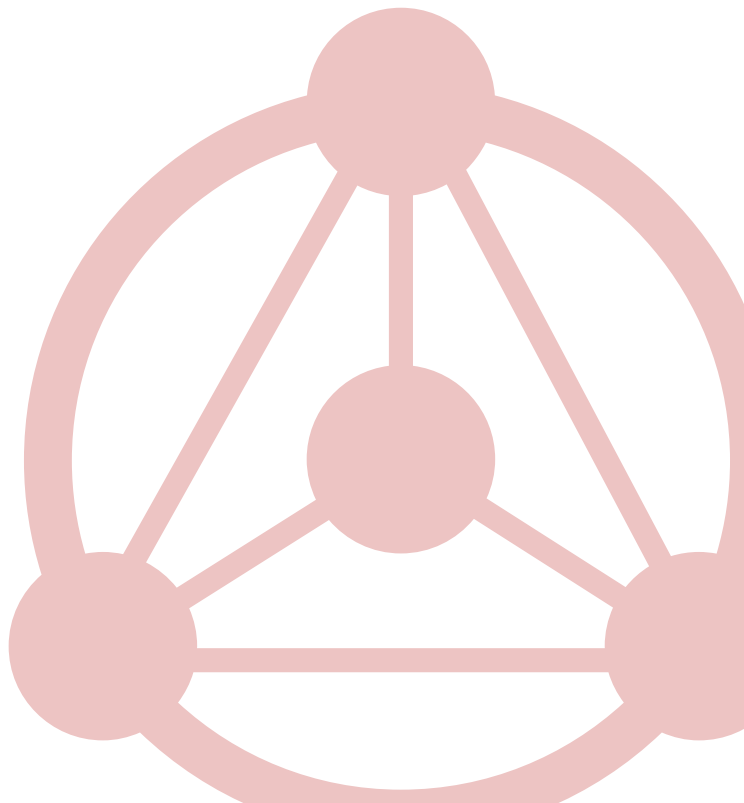
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

御茶ノ水ソラシティ2階

ソラシティカンファレンスセンター

sola city Hall【WEST】

※会場が昨年と異なります。お間違えないようお越しください。



株主の皆様へ



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

ここに当社第88期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、事業を取り巻く環境変化に対応するとともに、サステナビリティ経営の視点を取り込み、2030年の目指す姿として、「EIKEN Vision 2030」を設定しております。

「EIKEN Vision 2030」では、現在の事業領域を中核事業としつつ、さらに一步踏み出し、医療のプロセスにイノベーションを起こし、検査の未来を創っていくことを目指し、注力事業分野として「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つを設定しております。

こうした目指す姿の実現に向け、当社グループはこのたび、2030年に向けた経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」及び中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）を見直し、新たに「経営計画2030」（FY2026 - FY2030）として再策定いたしました。本計画は、単なる期間の延長や修正ではなく、2025年6月に発足した新たな執行体制のもと、事業環境の変化や従来計画の進捗及び課題を真摯に見直し、実行可能性の向上と持続的成長の実現に向けた取り組みを明確化したものです。2026年4月より本計画を始動し、ROIC改善の土台である国内事業の収益力強化を図るとともに、成長の中核となる海外事業の拡大を加速してまいります。さらに、M&Aやアライアンスを活用し事業ポートフォリオの進化を図り、持続的成長と収益性向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月
代表執行役社長
瀬川 雄司

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第88期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.eiken.co.jp/ir/shareholders.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使のご案内」をご参照のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階 ソラシティカンファレンスセンター sola city Hall [WEST] (会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案> 第1号議案 取締役10名選任の件</p> <p><株主提案> 第2号議案 取締役2名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・新株予約権の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、連結注記表及び個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

事前質問についてのご案内

受付期間

2026年6月1日（月曜日）午前9時～
2026年6月15日（月曜日）午後5時

受付方法

<https://q.srdb.jp/4549/>

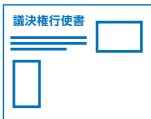
本株主総会におきましては、2026年6月15日（月曜日）午後5時まで事前質問の受付をさせていただきます。

ご質問は株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主の皆様のご関心の高い事項につきましても、本株主総会で取り上げさせていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご質問の受付につきましては、上記サイトよりお寄せいただきますようお願い申し上げます。

※株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

議決権行使のご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月23日（火曜日）

午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日（月曜日）

午後5時30分入力完了分まで

〔議決権行使書の記入方法のご案内〕

第2号議案は、株主様からご提案いただいたものです。当社取締役会は、第2号議案に**反対**いたします。詳細については、第2号議案の【当社取締役会の意見及び理由】をご参照ください。

〔記入例〕

会社提案・当社取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案	第1号議案
	賛（但し を除く）
	否

当社取締役会は株主提案に反対しております。当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

株主提案	第2号議案
	賛（但し を除く）
	否

〔その他招集にあたっての決定事項〕

- ・議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ・当社定款第20条において、当社の取締役の員数は10名以内と定められております。他方、＜会社提案＞第1号議案では取締役10名の選任を、＜株主提案＞第2号議案では取締役2名の選任を提案しており、両議案のすべての候補者が選任されると、当社定款が定める取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。そのため、原則として、インターネットまたは書面による議決権行使を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が10名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い候補者から順に10名を上限として選任するものといたします。なお、第1号議案と第2号議案の両議案について、賛成の議決権を行使できる候補者の上限を10名にするとの取り扱いはいたしません。
- ・インターネットと議決権行使書により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱います。
- ・代理人による議決権行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合には限られます。その場合、代理出席される株主様の議決権行使書とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

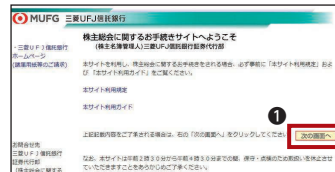
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

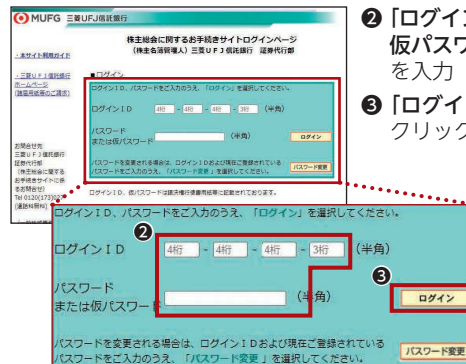
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 1 「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 2 「ログインID・仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



スマートフォンやタブレットで
株主総会をもっと身近に！

「ネットで招集」のご案内

招集ご通知がいつでもどこでも閲覧可能

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット
端末からご覧いただけます。

インターネット環境があれば、外出先や移動中も閲覧可能です。



ボタン一つで 議決権行使ウェブサイトへアクセス

招集ご通知の内容を「ネットで招集」で確認後、**簡単に議決権行使**できます。



事業報告等の動画をあらかじめ配信

議決権行使のためのご参考として、株主総会当日ご来場いただかなくてもご覧いただけるよう、
例年株主総会でご報告している**事業報告、連結業績の概要等のご説明動画を配信**しています。



Googleカレンダー、Googleマップが連動

簡単にスケジュール登録ができ、目的地までのスムーズなアクセスが可能です。

株主総会参考書類

<ご参考>

「取締役指名基準」

指名委員会は、取締役の指名に際し、次に定めるすべての要件を満たす者の中から当社取締役として相応しい候補者を指名し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定する。

1. 経営感覚に優れ、経営の諸問題に関する高度な見識を有していること
2. 高い倫理観を有し、遵法精神に富んでいること
3. 人格に優れ、心身ともに健康であること
4. 社外取締役については、会社経営、法務、会計、医療、行政、コンサルティング、教育等の分野で指導的役割を果たし、豊富な経験、専門的知見を有していること及び当社の定める独立性の要件を満たしていること

「社外取締役の独立性に関する基準」

社外取締役が独立性を有していると認められる場合には、以下の何れにも該当してはならない。

1. 法令に定める要件に該当しない者
2. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上または年間1億円の何れか高い方の支払を当社から受けた者）
3. 当社の主要取引先である者（当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払または当社の当該年度の連結総資産の2%以上の融資を当社に行っている者）
4. 当社から役員報酬以外に、一定額（注1）以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家、及びその他の専門家
5. 当社から一定額（注1）を超える寄付または助成を受けている者
6. 当社大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）
7. 当社の監査法人に属している者
8. 当社の業務執行者（注2）が他の会社にて社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者（注2）
9. 上記2～6に該当する者が法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者（注2）
10. 過去3年間において上記2～9の何れかに該当していた者
11. 上記2～10に該当する者が重要な者（注3）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

（脚注）

注1：一定額とは、年間10百万円とする。

注2：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注3：重要な者とは取締役、執行役、執行役員、その他重要な使用人をいう。

<会社提案>

第1号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の決定にあたり指名委員会は、各取締役候補者において別途指名委員会が定める「取締役指名基準」（社外取締役に 대해서는「社外取締役の独立性に関する基準」を含みます。）の各要件を充足し、取締役候補者としてふさわしい資質を具備しているものと判断いたしました。「取締役指名基準」及び「社外取締役の独立性に関する基準」の具体的内容は参考書類「ご参考」に記載しております。また、業務執行に対する監視・監督機能の充実、実効性の強化を図るため社外取締役の比率を過半数としております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における担当	企業経営	グローバルビジネス	技術・イノベーション	生産・SCM	財務・会計	法務・リスク管理	ESG・サステナビリティ	資本市場との対話
1	再任 瀬川 雄 司	代表執行役社長 兼 CEO 兼 COO	●	●	●	●			●	
2	再任 森 安 義	専務執行役 研究開発本部長 兼 CTO		●	●				●	
3	新任 工 藤 知 博	執行役 経営管理本部長 兼 CFO 兼 CHRO	●				●		●	●
4	再任 石 井 潔	社外 取締役会議長 指名委員会委員	●		●	●	●			
5	再任 中 村 規代実	社外 監査委員会委員長						●	●	
6	再任 藤 吉 彰	社外 報酬委員会委員長 指名委員会委員	●	●	●					●
7	再任 松 竹 直 喜	社外 指名委員会委員長 監査委員会委員					●	●	●	●
8	再任 植 木 理 恵	社外 報酬委員会委員 監査委員会委員			●			●		
9	再任 木野瀬 祐 太	社外 報酬委員会委員		●						●
10	再任 戸 田 達 喜	社外 監査委員会委員					●	●		●

※1. 各取締役に特に期待する専門性・経験等を示しています。

※2. 上記取締役候補者がすべて承認された場合、女性取締役比率20.0%（2名/10名）となります。

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員



再任

■ 所有する当社の株式数	11,289 株
■ 在任年数	1 年
■ 取締役会出席状況	11/11回

候補者
番号

1

せ がわ ゆう じ
瀬川 雄司 (1965年11月7日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1990年4月	ソニー株式会社 入社
2013年7月	当社 入社
2014年6月	当社 研究開発統括部生物化学第二研究所第二部長
2020年4月	当社 研究開発統括部応用技術研究所長
2022年4月	当社 執行役
2023年4月	当社 営業統括部マーケティング室長
2025年4月	当社 社長室長
2025年6月	当社 取締役 (現任) 当社 代表執行役社長
2026年4月	当社 代表執行役社長 兼 CEO 兼 COO (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

瀬川雄司氏は、入社以来、異分野で培ったビジネスに対する考え方や工学エンジニアとしての研究開発手法を当社に取り入れ、生産技術力の向上及び製品の基盤技術力の強化に貢献してきました。また、2023年4月からはマーケティング部門の責任者として、グローバルマーケティングの推進において主導的な役割を果たしてきました。

さらに、2025年6月の代表執行役社長就任後は、研究開発及びマーケティングの両面から、新規事業の創出並びに既存事業の成長に向けた戦略の立案及び推進において中心的な役割を担ってきました。そのうえで、新執行体制の下、意思決定の迅速化や経営資源配分の基本方針及びその運用の見直しを進めるとともに、事業ポートフォリオの整理やROICを軸とした経営管理について、具体的な運用・実行に取り組んでいます。あわせて、部門間の連携強化等を通じ、変革を支える組織運営の改善にも取り組んでおり、「経営計画」(FY2026 - FY2030)の策定においても主導的な役割を担いました。

同氏の豊富な業務経験及びリーダーシップは、「経営計画」(FY2026 - FY2030)を踏まえた当社の中長期的な経営方針に基づく戦略の推進、ひいては企業価値及び株主価値の継続的な向上に不可欠であると判断し、取締役候補者いたしました。



再任

■ 所有する当社の株式数
8,641 株

■ 在任年数
1 年

■ 取締役会出席状況
11/11回

候補者
番号

2

もり
森

やすよし
安義 (1967年7月19日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1995年5月	当社 入社
2015年4月	当社 研究開発統括部生物化学第二研究所第一部長
2018年4月	当社 研究開発統括部生物化学第二研究所長 兼 第一部長
2020年4月	当社 研究開発統括部生物化学第二研究所長 兼 第二部長
2021年4月	当社 執行役
2022年4月	当社 営業統括部海外事業室長
2023年4月	当社 営業統括部海外企画営業室長
2023年6月	当社 営業統括部海外企画営業室長 兼 中国事業室長
2025年4月	当社 研究開発統括部長
2025年6月	当社 取締役 (現任)
	当社 専務執行役 (現任)
2026年4月	当社 研究開発本部長 兼 CTO (現任)

重要な兼職の状況

栄研医薬 (上海) 有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

森安義氏は、入社以来、当社の競争力の源泉である研究開発業務に従事し、『品質で信頼され、技術で発展する“EIKEN”』のモットーを実践し、技術者・研究者として当社の事業拡大、企業価値向上に貢献してきました。また、高い語学力・交渉力を活かし、当社のTB (結核) -LAMPについて、グローバルでの普及及び拡大に大きく貢献してきました。2022年4月からは海外事業部門の責任者として、当社の重要な成長戦略の一つである海外事業を担当し、便潜血検査及びTB (結核) -LAMPの海外市場の開拓拡大を推進してきました。同氏の当社における豊富な経験で培われた深い知見と、見識、グローバルでのビジネススキルが、『経営計画』(FY2026 - FY2030)を踏まえた当社の中長期的な経営方針に基づく事業戦略の実行、ひいては企業価値及び株主価値の向上に不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。



新任

■ 所有する当社の株式数

4,896 株

候補者
番号

3

く どう
工藤

とも ひろ
知博

(1973年4月9日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1997年4月	当社 入社
2016年4月	当社 経営管理統括部経営企画部長
2017年4月	当社 経営管理統括部人事部長
2018年4月	当社 経営管理統括部人事総務部長
2020年4月	当社 経営管理統括部副統括部長
2023年4月	当社 経営管理統括部経営企画室長
2025年4月	当社 執行役 (現任)
	当社 経営管理統括部長 兼 経営戦略室長 兼 人事部長
2026年4月	当社 経営管理本部長 兼 CFO 兼 CHRO (現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

工藤知博氏は、経営企画及び財務の分野における経験を通じて、事業戦略と統合した経営資源配分の基本方針の策定、ROICを軸とした経営管理の高度化、並びに資本効率の向上を意識した財務規律の確立に取り組み、当社の中長期的な財務戦略の実行に向けた基盤づくり及びその推進に貢献してきました。また、人財戦略においては、人財を持続的成長の重要な基盤と位置づけ、経営戦略と連動した人財ポートフォリオの構築、次世代経営人財の計画的な育成や、評価・報酬制度の設計・運用の体系的な整備を通じて、組織基盤の強化及び人的資本経営の推進に取り組んできました。これらの経験を通じて培われた、財務戦略及び人財戦略を一体的に捉えた経営管理に関する見識は、取締役会における戦略的意思決定及び経営の監督においても有効に発揮されるものと考えております。

同氏のこうした見識及び実行力は、当社取締役会の実効性を高め、「経営計画」(FY2026 - FY2030)を踏まえた中長期的な企業価値及び株主価値の向上に不可欠であると判断し、取締役候補者としたしました。



候補者
番号

4

いし い
石井

きよし
潔 (1952年10月24日生)

再任 社外独立

■ 所有する当社の株式数
530 株

■ 在任年数
7 年

■ 取締役会出席状況
19/19 回

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1977年 4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IH） 入社
2005年 4月 同 理事 航空宇宙事業本部防衛システム事業部長
2007年 4月 同 執行役員 航空宇宙事業本部副本部長 兼 防衛システム事業部長
2008年 4月 株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース（現株式会社IHエアロスペース） 常務取締役
2008年 6月 同 代表取締役社長
2012年 6月 同 代表取締役会長（非常勤）
明星電気株式会社 代表取締役社長 兼 最高経営執行責任者
2013年 6月 株式会社IHエアロスペース 取締役（非常勤）
2016年 6月 明星電気株式会社 顧問
2018年 7月 株式会社IH 顧問
2019年 6月 当社 社外取締役（現任）
2020年 2月 株式会社協和精機 社外取締役（現任）
(担当)

取締役会議長、指名委員会委員

重要な兼職の状況

株式会社協和精機 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

石井潔氏は、航空宇宙事業において長年にわたり企業の経営者として携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経歴を通じて培われた経営に関する高い見識に基づき、取締役会議長として取締役会の円滑かつ建設的な運営を行うとともに、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、指名委員会委員として、透明性・公平性・合理性を重視した役員人事の決定や、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に参画し、適宜必要な助言を行うことで、経営人事機能の強化に貢献しております。

同氏のこれらの実績及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。



候補者
番号

5

なかむら
中村

きよみ
規代実

(1968年10月31日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1998年4月 弁護士登録
小野孝男法律事務所（現・弁護士法人小野総合法律事務所）入所
2008年1月 石本哲敏法律事務所 パートナー
2019年6月 当社 社外取締役（現任）
2020年6月 日本甜菜製糖株式会社 社外取締役（現任）
2022年5月 オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー（現任）
(担当)
監査委員会委員長

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

530 株

■ 在任年数

7 年

■ 取締役会出席状況

19/19 回

重要な兼職の状況

弁護士（オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー）
日本甜菜製糖株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中村規代実氏は、弁護士であります。同氏は社外取締役となる以外の方法で会社の経営に関与したことはないものの、これまで培ってきた法曹実務における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行うことで、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会委員長として、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の状況について監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や、監査委員会として注視すべき案件について、適法性及び妥当性の観点から審議を主導し、監査機能の実効性確保及び維持・強化に貢献しております。

さらに、同氏は、女性弁護士としてジェンダー問題及びダイバーシティ&インクルージョン分野にも造詣が深く、2017年度から2021年3月まで東京弁護士会性の平等委員会副委員長を務め、2021年4月以降は同委員会委員として活動しております。

同氏のこれらの実績及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。



再任 **社外** **独立**

■ 所有する当社の株式数	530 株
■ 在任年数	6 年
■ 取締役会出席状況	19/19 回

候補者
番号

6 ふじ よし
藤吉

あきら
彰 (1954年3月19日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1976年4月	エーザイ株式会社 入社 研究開発本部配属
1988年8月	同 米国子会社Eisai America, Inc. 出向
1997年4月	同 米国子会社Eisai Research Institute of Boston Inc. 出向
2000年4月	同 研開企画部計画グループ部長
2003年7月	同 広報部IRグループ部長
2006年6月	同 執行役 コーポレートコミュニケーション・IR担当
2009年6月	同 取締役 監査委員
2014年6月	同 顧問
2017年3月	株式会社船場 社外取締役
2019年10月	Heartseed株式会社 社外監査役 (現任)
2020年6月	当社 社外取締役 (現任) (担当)

報酬委員会委員長、指名委員会委員

重要な兼職の状況

Heartseed株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤吉彰氏は、大手製薬企業において長年にわたり研究開発、海外事業及びIR業務等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの経歴を通じて培われた経営及び医薬品業界に関する見識、並びに投資家との対話経験に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。

また、報酬委員会委員長として、役員報酬体系の見直しや、業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議を主導するなど、役員報酬制度の実効性向上に貢献しております。さらに、指名委員会委員として、透明性・公平性・合理性を重視した役員人事の決定や、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に参画し、適宜必要な助言を行うことで、経営人事機能の強化に貢献しております。

同氏のこれらの実績及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。



再任 社外 独立

- 所有する当社の株式数 530 株
- 在任年数 3 年
- 取締役会出席状況 19/19 回

候補者
番号

7

まつ たけ
松竹

なお き
直喜

(1958年6月30日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1987年4月 公認会計士登録
1993年3月 株式会社カズ・コーポレーション 代表取締役 (現任)
2003年6月 ビーピー・カストロール株式会社 監査役
2016年3月 同 社外取締役 (監査等委員)
2023年6月 当社 社外取締役 (現任)
2025年6月 マミヤ・オーピー株式会社 社外監査役 (現任)
(担当)

指名委員会委員長、監査委員会委員

重要な兼職の状況

株式会社カズ・コーポレーション 代表取締役
マミヤ・オーピー株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松竹直喜氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知識並びに豊富な実務経験を有しております。また、経営コンサルタントとして、上場会社におけるコーポレートガバナンスの強化及び監査体制の充実に寄与してきました。これらの経験を通じて培われた専門性及び見識に基づき、当社の取締役会において、独立かつ客観的な立場から経営に関する助言及び意見具中を行っております。また、指名委員会委員長として、透明性・公平性・合理性を重視した役員人事の決定や、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議を主導することで、経営人事機能の強化に貢献しております。さらに、監査委員会委員として、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の状況について監査を行うとともに、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保及び維持・強化に貢献しております。

同氏のこれらの実績及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者いたしました。



候補者
番号

8

う え き
植木 理恵

(1963年12月24日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1988年 第82回医師国家試験 合格
1996年6月 埼玉県越谷市立越谷市民病院 皮膚科医長（公職）
2018年12月 順天堂大学医学部教授（順天堂東京江東高齢者医療センター皮膚科）
2024年4月 順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター 副院長・診療部長（現任）
2025年6月 当社 社外取締役（現任）
（担当）
報酬委員会委員、監査委員会委員

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

530 株

■ 在任年数

1 年

■ 取締役会出席状況

11/11 回

重要な兼職の状況

順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター 副院長・診療部長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植木理恵氏は、医師であります。同氏は、社外取締役としての就任以外の方法で会社の経営に関与した経験はないものの、これまでの経歴を通じて培われた医師としての専門的かつ高度な知識及び豊富な臨床経験、並びに医薬業界に関する見識に基づき、当社の取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。

また、報酬委員会委員として、役員報酬体系や業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議に参画し、役員報酬制度の実効性確保に寄与しております。さらに、監査委員会委員として、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の状況について監査を行うとともに、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保及び維持・強化に貢献しております。

同氏のこれらの経験及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。



再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 530 株

■ 在任年数 1 年

■ 取締役会出席状況 11/11 回

候補者
番号

9

きのせ ゆうた
木野瀬 祐太 (1980年10月14日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

2005年 4月	株式会社野村総合研究所 入社
2006年10月	株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ 入社
2011年 8月	きずなキャピタルパートナーズ株式会社 入社
2014年 5月	同 代表取締役社長
2017年 5月	株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ 代表取締役 (現任)
2024年 6月	株式会社ホギメディカル 社外取締役
2025年 6月	当社 社外取締役 (現任)

(担当)
報酬委員会委員

重要な兼職の状況

株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

木野瀬祐太氏は、投資会社において長年にわたり経営者として携わり、企業投資に関する専門的かつ豊富な知識並びにビジネス経験を有しております。これらの経歴を通じて培われた見識に基づき、当社の取締役会において、資本市場及び株主の視点から、独立かつ客観的に当社の取り組みを評価・監督するとともに、経営に関する助言及び意見具中を行っております。また、報酬委員会委員として、役員報酬体系や業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議に参画し、役員報酬制度の実効性確保に寄与しております。同氏のこれらの経験及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

10

とだ たつき
戸田 達喜

(1971年7月9日生)

略歴、当社における地位及び担当

(略歴)

1995年4月	株式会社三和銀行（現・株式会社三菱UFJ銀行） 入行
2006年1月	株式会社エス・オー・ダブリュー 入社
2012年2月	株式会社S.O.Wウィズ 代表取締役
2013年8月	株式会社コミュニティネット 管理部部長
2014年6月	同 専務取締役
2016年1月	平川商事株式会社 財務執行役員（現任）
2025年6月	当社 社外取締役（現任）

(担当)

監査委員会委員

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数

530 株

■ 在任年数

1 年

■ 取締役会出席状況

11/11 回

重要な兼職の状況

平川商事株式会社 財務執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

戸田達喜氏は、銀行での勤務経験のほか、事業会社において経営管理、財務・ファイナンス及び海外事業投資に携わり、幅広い知識及び実務経験を有しております。これらの経歴を通じて培われた見識に基づき、当社の取締役会において、資本市場及び株主の視点から、独立かつ客観的に当社の取り組みを評価・監督するとともに、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、監査委員会委員として、指名委員会等設置会社における取締役及び執行役の職務執行の状況について監査を行い、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保及び維持・強化に貢献しております。

同氏のこれらの経験及び見識により、独立した客観的な立場から当社取締役会における経営の監視・監督機能の実効性向上に引き続き貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 石井潔氏、中村規代表氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、石井潔氏、中村規代表氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりますが、7氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者の独立性について
- ① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
 - ② 社外取締役候補者は、取締役としての報酬を除き、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。
 - ③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族関係はありません。
5. 責任限定契約の内容の概要について
- 当社は、石井潔氏、中村規代表氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。7氏が取締役に再任された場合、当社は7氏と責任限定契約を継続する予定であります。
- 当該規定に基づく損害賠償の限定額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要について
- 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等が業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、いずれの取締役も本保険の被保険者となる予定であります。本保険の契約期間は1年であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

<株主提案>

第2号議案はニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド・ピーエルシーからのご提案によるものであります。各議案の議案名、提案の内容及び提案の理由は、形式的な修正を除いて提出された書面の原文のまま記載しております。

当社取締役会は、本株主提案の第2号議案に反対いたします。

第2号議案 取締役2名選任の件

(1) 議案の要領

以下の2名を取締役として選任する。

1. 西田真澄
2. 水落一隆

(2) 提案の理由

当社は、便潜血検査のパイオニアとして早くから当分野に参入し技術やノウハウを蓄積し市場での確固たるポジションを築いてきました。また、便潜血検査だけでなく、尿検査・遺伝子検査・その他臨床検査の分野においても多くのエビデンスに基づく高度な知見を有しており提案者もその技術を高く評価しています。

一方、提案者としては、当社が海外市場の開拓をこれまで以上に加速できる余地が多分にあると考えます。当社の海外事業は、現在、各国の代理店を通して行っていますが、当社と海外代理店との関係は必ずしも強固なものではないように思われます。その証左として、2025年3月期の期初である2024年5月に当社は通期ガイダンスを発表しましたが、当発表後、間もない第1四半期（2024年4月～6月）において主に在庫調整を背景に大きく海外売上を落とし、その甚大な影響から第2四半期決算発表時の2024年10月に通期利益ガイダンスを45%下方修正するに至りました。また、近年の円安にもかかわらず、海外深耕が想定ほどできなかった点について、過去にも決算説明会等で投資家から幾度も説明を求められてきました。

当社は2024年に成長の要である米国に初めて自社拠点を設立する等の対策を講じました。提案者も投資先企業の積極的な海外進出には当然賛同します。一方、上述の事象を踏まえ、独資での海外深耕と同時並行で、非連続な成長についても一考頂くよう経営陣にお願いしました。具体的には、医療業界における海外進出に知見のあるプライベートエクイティの力を借り当社を非上場化する事により海外進出を加速させると共に、当社社員に当社株式を付与し社員のオーナーシップ醸成を図る事を検討頂くようお願いしました。当依頼は2024年11月に行いましたが、未だ当社の今後の方向性について結論が出ない中、検討のスピード感到に欠ける事を提案者は懸念するようになりました。

上記の問題意識に基づき、今回提案者が取締役候補者を推薦した目的は、取締役会における非公開化提案の検討プロセスの実効性・スピード感改善により一層貢献する事にあります。株主が取締役に求める事は、「企業価値の最大化」と「株主の利益」です。現行の取締役会体制では、既存の成長の延長線上での企業価値の最大化と株主の利益は図れるかもしれませんが、非連続な成長による企業価値の最大化と株主の利益を検討する事は難しく、全株主のためにあらゆる可能性を検討できる新任社外取締役を採用する事で監督機能を強化する事が望ましいと考えます。

この観点から、提案者は、日本企業への長年の投資・エンゲージメント経験を有し、株主と企業の建設的対

話を通じた企業価値向上に実績を有する西田真澄氏、並びに豊富な国際弁護士としての経験と資本市場を通じて多くの日本企業の経営改革を推進してきた実績を有する水落一隆氏の2名を、当社の社外取締役として選任することを提案いたします。

両氏は、当社の経営から独立した立場において、取締役会に対し客観的かつ建設的な視点を提供し、経営陣に対する適切な監督機能を果たすとともに、株主共同の利益の最大化に資する意思決定の質及びスピード感の向上に貢献することが期待されます。また、資本政策、ガバナンス及び戦略に関する高度な知見を活かし、当社の持続的な成長と企業価値向上に向けた議論を深化させることが可能となるものと考えております。

以上の理由から、提案者は、当社のガバナンス体制の強化及び株主価値の向上を目的として、上記2名の社外取締役選任を提案するものです。

(3) 候補者の番号、氏名、略歴等

1. 西田真澄 (にしだ ますみ) 1985年1月31日生
■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況
2008年11月 日興シティグループ証券 (現シティグループ証券) クレジット・トレーディング部
2014年12月 Citigroup Global Markets Inc (New York) Distressed Debt Trading
2021年5月 ダルトン・アドバイザー株式会社
2022年10月 Hikari Acquisition 代表取締役 (現任)
2023年1月 ダルトン・アドバイザー株式会社マネージング・ディレクター (現任)
2023年1月 Dalton Investments, Inc. Partner (現任)
2023年8月 Rising Sun Management Ltd. Partner and Head of Research (現任)
2025年6月 ヘリオステクノホールディング株式会社取締役 (現任)
2025年7月 ヘリオステクノインベストメンツ株式会社代表取締役社長 (現任)
2026年4月 株式会社ホンダ取締役 (現任)
<重要な兼職の状況> Dalton Investments, Inc. Partner ダルトン・アドバイザー株式会社マネージング・ディレクター Rising Sun Management Ltd. Partner and Head of Research ヘリオステクノホールディング株式会社取締役
■所有する当社の株式の数：0株
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。
■特別利害関係の有無 該当ありません。

株主総会参考書類

2. 水落一隆（みずおち かずたか）1970年3月15日生	
■略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1997年4月	東京青山法律事務所（現ベーカー&マッケンジー法律事務所）
2002年8月	Baker & McKenzie Chicago
2006年1月	ベーカー&マッケンジー法律事務所パートナー
2018年7月	日比谷中田法律事務所パートナー（現任）
2020年2月	Rising Sun Management Ltd. President（現任）
2025年6月	ヘリオステクノホールディング株式会社取締役（現任）
2025年7月	ヘリオステクノインベストメンツ株式会社代表取締役副社長（現任）
2026年4月	株式会社ホンダ代表取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> Rising Sun Management Ltd. President 日比谷中田法律事務所パートナー ヘリオステクノホールディング株式会社取締役
■所有する当社の株式の数：0株	
■取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 上記提案理由の通りです。	
■特別利害関係の有無 該当ありません。	

(注)

(1) 西田真澄氏及び水落一隆氏は、社外取締役候補です。

(2) 西田真澄氏及び水落一隆氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。

当社取締役会の意見及び理由

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は、第2号議案に**反対**いたします。

(2) 反対の理由

① 本候補者は、独立性に関する懸念があり、経営監督機能が十分に担保されないおそれがあること

当社は、有価証券報告書で公表しているとおり、社外取締役の独立性に関する基準として「社外取締役の独立性に関する基準」を制定しており、同基準において、「当社大株主（総議決権数の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）」は独立性を有さず、「大株主」が「法人・組合等の団体である場合には、当該団体に所属する業務執行者（注1）」は独立性を有さないと定めております。

（注1）業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事（外部理事を除く）、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいいます。

この点、本株主提案によれば、候補者とされている西田真澄氏（以下「西田氏」といいます。）は、本提案株主の共同保有者である Dalton Investments, Inc.（以下「ダルトン」といいます。）のPartnerであるほか、ダルトン・アドバイザー株式会社（以下「ダルトン・アドバイザー」といいます。）のマネージング・ディレクターとのことです。また、ダルトンは、当社株式を、単独で、株券等保有割合にして19.75%保有しています。上記 Partner という地位は法令上の役員ではないものの、本株主提案書面の記載ぶりから役員や業務執行者に匹敵する重要な地位と考えられること、ダルトンが自らの Web サイトにおいてダルトン・アドバイザーがダルトンの東京リサーチオフィスに位置づけられる旨を公表していることから、ダルトン・アドバイザーはダルトンと実質的に同視できることを踏まえると、西田氏は当社の株式を10%以上保有する当社株主の「業務執行者」に当たり、独立性を有しないと判断しました。

また、水落一隆氏（以下「水落氏」といい、西田氏と総称して「本候補者」といいます。）は、Rising Sun Management Ltd.（以下「RSM」といいます。）の Presidentとのことであるところ、本提案株主の Web サイトによれば、RSMは本提案株主の投資助言会社であり、ダルトングループの代表者であるJames Rosenwald III氏（以下「Rosenwald 氏」といいます。）がChief Investment OfficerとしてRSMを率いているとのことです。したがって、RSMは実質的にダルトングループの一員として本提案株主と利害を共通にするものであるといえます。その上で、本提案株主はダルトンを含む共同保有者と共に、株券等保有割合にして32.84%保有していることを踏まえると、水落氏は当社の株式を10%以上保有する当社株主の「業務執行者」に当たり、独立性を有しないと判断しました。

以上のとおり、当社としては、本候補者は、当社の社外取締役としての独立性の基準を満たさず、特定の株主や関係者から独立した立場で、経営陣の職務執行を客観的かつ中立的に監督するという社外取締役に求められる役割を十分に果たせないおそれがあると考えております。

② 本候補者が社外取締役となった場合、当社的一般株主の皆様の利益が害されるおそれがあること

上記①記載のとおり各本候補者のダルトングループにおける地位から、本候補者は、ダルトングループとの関係が非常に密接であり、ダルトンとの間で重要な利害関係を有していることを確認しており、実際に、本候補者は、ダルトンと当社との対話において、ダルトン側の中心的な存在としてダルトン側の代表者の一員を務めておりました。また、当社は、本株主提案の是非を適切に判断するために指名委員会において各本候補者との個別面談（以下「本面談」といいます。）を実施しており、本面談において、本候補者が、ダルトンが保有する当社株式の議決権行使に関与していることや、ダルトングループのリソースやネットワークを背景とした

実行力を行使できること等、ダルトングループとの間に密接な関係があることを示す事情を聴取したことに加え、当社の取締役を選任された後には当社取締役会では株主利益の観点から意見する予定だが、それが、**多くの場合において**株主共通の利益に資するものと認識しているとの発言があり、本候補者自身が、本候補者とダルトンとの間に利害関係があり、一定の場合には株主共通の利益に反する場合があることを認めていると理解しております。

そして、本株主提案書面にも記載のとおり、当社は、2024年11月にダルトングループから、非公開化の提案（以下「ダルトンによる非公開化提案」といいます。）を受けていますが、当該提案は、ダルトングループが当社株式の非公開化後に、再度、当社に出資すること（折り返し出資）を予定するものです。非公開化に特定の株主による折り返し出資を伴う場合、折り返し出資者（本件ではダルトングループ）にとっては、その後の出資額を抑える観点から非公開化時の買付価格が高額でない方が望ましいため、折り返し出資者と一般株主との間で利益相反が生じます。そのため、ダルトンによる非公開化提案が実現すれば、一般株主の皆様の利益を害して、ダルトングループの利益を図る結果になる可能性が高いところ、ダルトングループと密接な関係を有するだけでなく、ダルトンによる非公開化提案を積極的に推奨してきた本候補者が当社の取締役に就任した場合には、一般株主の利益を顧みずに、ダルトンによる非公開化提案の実現へ誘導される可能性が懸念されます。

また、実際に、他社において、Rosenwald氏が社外取締役に就任した約半年後に、折り返し出資を含む非公開化が実施されている例が存在すると認識しております。

③当社が提案する社外取締役候補者で構成される取締役会が当社の持続的な企業価値・株主価値最大化の観点から最適であること

本株主提案書面によれば、本株主提案は、当社の「非公開化提案の検討プロセスの実効性・スピード感改善」を目的とするものとのことです。

しかしながら、当社は、2024年11月にダルトングループから非公開化の提案を受領して以降、当社の持続的な企業価値向上・株主価値向上を実現するためのあらゆる戦略的オプションについて検討を進めており、2025年6月24日開催の当社第87期定時株主総会（以下「2025年株主総会」といいます。）では、ダルトングループから、非公開化提案の検討プロセスの実行性・スピード感改善への貢献を目的として推薦された取締役候補者6名のうち、木野瀬祐太氏（以下「木野瀬氏」といいます。）及び戸田達喜氏（以下「戸田氏」といいます。）の2名を当社社外取締役として選任した上で、検討を更に進めております。木野瀬氏及び戸田氏は、ダルトンから「投資、経営、資本市場ガバナンスの観点からいずれも長年の経験を有しており、当社による非公開化提案の検討に貢献する事ができる」とご推薦いただいた方であり、両氏を含む当社取締役会では、あらゆる戦略的オプションについて真摯に遅滞なく検討を進めています。当社は、2026年5月12日に、「取締役候補者の選任に関するお知らせ」において公表したとおり、木野瀬氏及び戸田氏の両名を、本定時株主総会において当社が提案する社外取締役候補者（以下「当社提案候補者」といいます。）として選定しておりますので、追加で本候補者を当社社外取締役に選任する必要はないと判断しました。

なお、木野瀬氏及び戸田氏については、2025年株主総会の当社提案取締役候補者として選定する前に、当社指名委員会において、(i)ダルトンとの間で金銭的・経済的な利害関係を有していないこと、(ii)ダルトンとその関連会社との情報遮断等を規定した誓約書を当社の取締役会に対して提出する意向を有していること、(iii)ダルトンが提案する非公開化の内容を所与とせず、当社の株主共同の利益の観点から独立した立場で取締役会の審議に参加する意思を有していることを確認しており（注2）、ダルトングループと密接な関係を有する本候補者とは異なります。そのため、本提案株主が両氏に加えて本候補者を提案する真の目的は、単に当社に非公開化を検討させることではなく、上記②記載のとおり、一般株主の皆様の利益を害して、ダルトングループの利益を図る、ダルトンによる非公開化提案に従ったスキームでの非公開化を実現させることにあるのではない

かとの疑義を抱かざるを得ず、それであれば、木野瀬氏及び戸田氏に加えて本候補者を社外取締役とすべきではありません。

(注2) 当社が2025年5月13日付けプレスリリース「(開示事項の経過) 当社主要株主であるダルトンとの対話状況に関するお知らせ (3) ならびに株主提案撤回に関する書面の受領および撤回に対する同意のお知らせ」ご参照。

また、当社は、2026年5月12日付けで、2030年度に向けた新たな経営計画として、経営構想「EIKEN ROAD MAP 2030」及び2025年5月13日に公表した中期経営計画を見直した「経営計画2030」(FY2026 - FY2030) (以下「新経営計画」といいます。) を公表いたしました。新経営計画では、持続的な成長と収益性の向上を図るための施策として、①高収益・高成長分野における販売拡大及び投資の集中並びに低収益分野の整理を通じたROIC の改善、②成長の中核と位置づける国外の便潜血検査及び免疫血清分野における新市場の開拓や新製品の投入による海外事業の成長加速、③自社単独での取り込みが難しい分野において、アライアンスや M&A を含む外部連携を活用することによる事業ポートフォリオの強化を掲げております。これらの取り組みを通じて、当社を取り巻く経営環境を的確に捉えつつ、当社事業の更なる強化を図ってまいります。これらを実現するためには、当社事業に精通し、かつ、当社のスキルマトリクスに掲げられる、企業経営、グローバルビジネス、技術・イノベーション、生産・SCM、財務・会計、法務・リスク管理、ESG・サステナビリティ、資本市場との対話に関するスキルを有する社外取締役が必須であるところ、8頁掲載のスキルマトリクスのとおり、当社提案候補者はこれらを全てみたくします。したがって、当社提案候補者を社外取締役として成る取締役会こそが、その規模、スキルセット及び多様性を含めたバランスの観点から、最適なチームであると考えております。

なお、当社提案候補者は、現在の当社の社外取締役と同一のメンバーであるところ、当社の現在の取締役会において、実際に、経営計画の見直しや製品ポートフォリオの再構築等の重要案件に関する審議・決定に主体的に関与し、経営の方向性及びリスク管理の観点から、経営陣に対する社外取締役としての監督・助言を継続的に行っております。このことから、当社提案候補者が当社の事業内容及び経営環境を十分に理解していることは明らかであり、今後も、当該理解に基づく視点から、当社の経営及び経営陣に対する監督機能を適切に発揮できるものと考えられます。したがって、本候補者を当社の社外取締役に選任する必要性は認められないと判断しております。なお、本候補者は、本面談において、当社がダルトンによる非公開化提案の推進以外の点でどのような貢献ができるかを尋ねたのに対し、現時点では当社の取締役会の機能が不明であるため、具体的に関与しなければどのような貢献ができるかは分からない、将来の成長に向けた投資判断や投資実行が円滑に進むよう支援する等と具体性のない回答がされるに留まりました。そのため、本候補者は、当社の持続的な企業価値・株主価値の最大化を実現するプランを有さず、当社の企業価値・株主価値を真摯に検討しているか判断できませんでした。

以上のことから、当社の取締役会としては、当社が提案する取締役候補者で構成される取締役会こそが、新経営計画を実現し、優れたコーポレートガバナンス体制の下で当社の持続的な企業価値・株主価値の最大化を確実かつ迅速に完遂するための最適な経営体制であると確信しております。

以上から当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内外の経済は、依然として資源価格の高騰や地政学的リスク、米国の通商政策や主要国の金融政策等の影響を受け、不安定な状況のまま推移しました。臨床検査業界においては医療費抑制策と円安や原油高による物流及び原材料調達などのコスト上昇の継続により経営環境は一層厳しさを増しております。各企業には一層のコスト競争力の強化と、戦略的な海外市場への展開が求められております。

このような経営環境の下、当社グループは中期経営計画に基づき「がんの予防・治療への貢献」、「感染症撲滅・感染制御への貢献」、「ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供」の3つの注力事業分野を中心に重点施策を展開するとともに、当社グループ全体で収益基盤の強化に向けた抜本的な変革を進めてまいりました。また、世界の人々の健康を守る企業として「医療」の課題、そして「環境」・「社会」・「ガバナンス」の課題にも積極的に取り組み、さらなる企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指しております。

当連結会計年度の売上高は、国内・海外ともに堅調に推移し、41,899百万円（前期比3.4%増）、当社の業績予想に対しては0.7%減となりました。製品ごとの売上高では、微生物検査用試薬は4,284百万円（同4.8%減）、尿検査用試薬は4,623百万円（同0.1%増）となりました。免疫血清検査用試薬は、海外向けの便潜血検査用試薬の売上が増加したことに加え、東ソー株式会社から導入・販売している製品が堅調に推移したことにより、23,287百万円（同3.3%増）となりました。生化学検査用試薬は579百万円（同1.1%増）、器具・食品環境関連培地は1,818百万円（同7.2%減）となりました。その他（医療機器・遺伝子関連等）につきましても、医療機器の大幅な売上増加及びLAMP法の特許料収入により、7,305百万円（同15.2%増）となりました。

なお、海外向け売上高は、便潜血検査用試薬及び医療機器の売上が伸長したことにより、11,457百万円（同7.0%増）となりました。

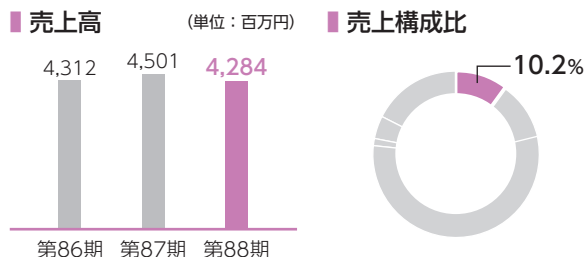
利益面につきましては、売上高は堅調に推移したものの、USAIDの閉鎖に伴う海外市場の変動の影響を受けたこと、及び売上構成が変化したこと等により、営業利益は2,919百万円（同2.7%減）、経常利益は2,844百万円（同11.1%減）となりました。一方で、連結子会社の持分譲渡に伴い特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は3,708百万円（同66.5%増）となりました。

製品種類別売上高

微生物検査用試薬



売上高 **4,284**百万円 (前期比4.8%減)

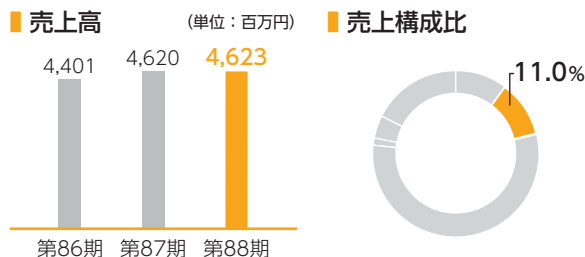


細菌検査用培地、迅速検査用試薬及び薬剤感受性検査用試薬など、微生物感染症の診断・治療に有用な各種検査用試薬

尿検査用試薬



売上高 **4,623**百万円 (前期比0.1%増)

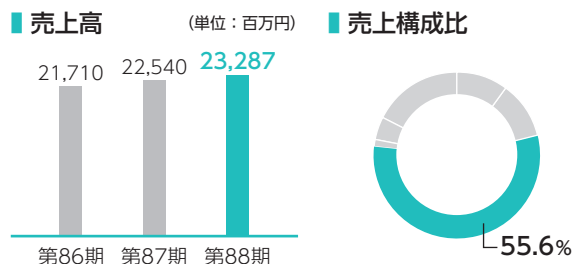


尿中のウロビリノーゲン、潜血、たんぱく質、ブドウ糖など、多項目の検査が行える尿検査用試験紙など、各種検査用試薬

免疫血清検査用試薬



売上高 **23,287**百万円 (前期比3.3%増)

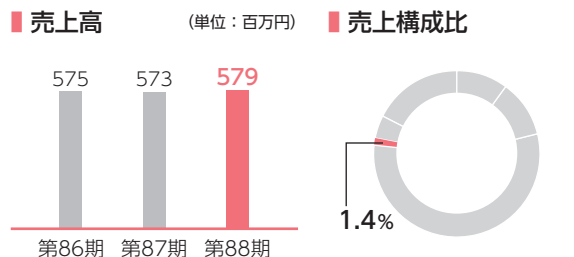


大腸がん検診に使用する便潜血検査用試薬をはじめ、感染症やリウマチの診断、ホルモンの測定、胃がんリスク層別化検査（ABC分類）などに使用する各種検査試薬

生化学検査用試薬



売上高 **579**百万円 (前期比1.1%増)

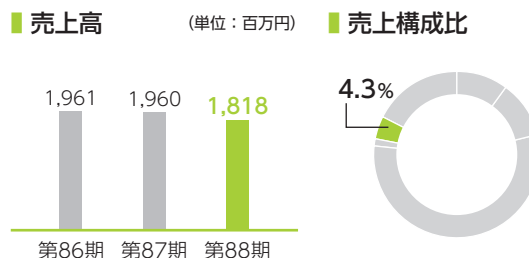


生活習慣病との関連性が注目されている検査項目を中心に、血清や尿中の成分を測定する自動分析装置に対応する各種検査用試薬

器具・食品環境関連培地



売上高 **1,818**百万円 (前期比7.2%減)

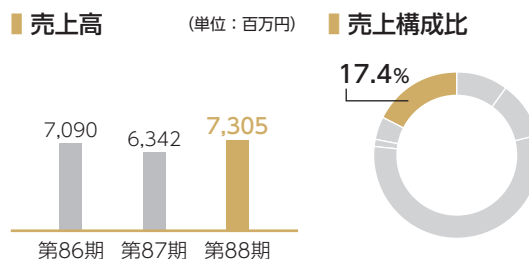


食中毒原因微生物の検査など食品微生物検査用試薬、作業環境の汚染実態などを把握できる環境微生物検査用試薬及び検査用器具・器材

医療機器・遺伝子関連等



売上高 **7,305**百万円 (前期比15.2%増)



各種自動分析装置及び当社独自技術LAMP法を用いた、医療、食品、環境など幅広い分野に展開する遺伝子検査関連製品

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、3,817百万円であります。

主な設備投資は、野木新生産棟建設に6,666百万円(うち、5,531百万円は前期までに投資済)であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金3,000百万円の調達を実施しました。その他の増資及び社債の発行は行っておりません。

なお、当社は運転資金の効率的な調達を行うため、総額8,600百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末における借入の実行残高はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

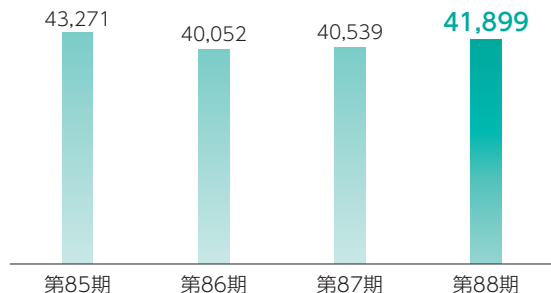
		第85期 (2023年3月期)	第86期 (2024年3月期)	第87期 (2025年3月期)	第88期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	43,271	40,052	40,539	41,899
経常利益	(百万円)	7,568	3,568	3,198	2,844
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,736	2,634	2,228	3,708
1株当たり当期純利益	(円)	155.17	71.69	64.82	112.52
総資産	(百万円)	66,275	61,651	62,372	62,657
純資産	(百万円)	49,535	45,971	43,598	44,034

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を控除した株式数)に基づいて算出しております。

業績ハイライト

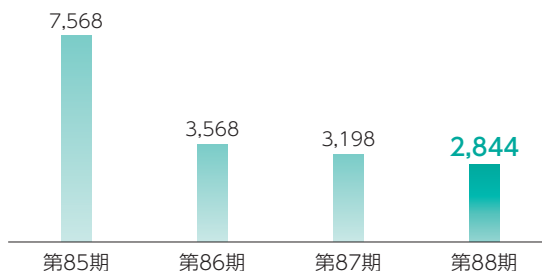
売上高

(単位：百万円)



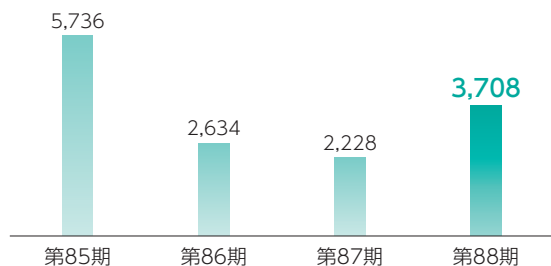
経常利益

(単位：百万円)



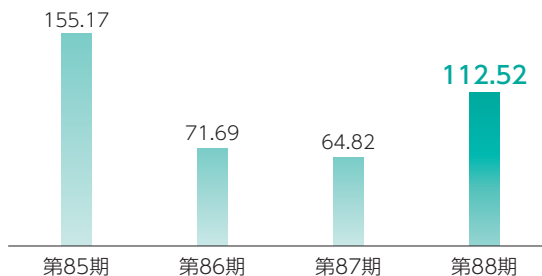
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



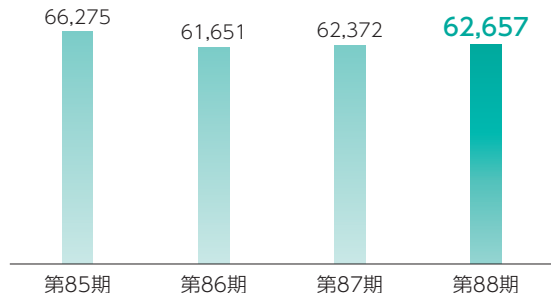
1株当たり当期純利益

(単位：円)



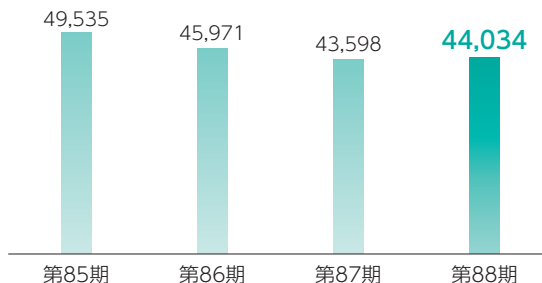
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	栄研医薬（上海）有限公司
所在地	中国 上海市
資本金	10百万円
当社の 議決権比率	100.0%
主な事業内容	営業支援及び市場調査
当社との関係	主に当社中国事業の支援を行っております。

会社名	EIKEN MEDICAL AMERICA INC.
所在地	米国 テキサス州
資本金	72百万円
当社の 議決権比率	100.0%
主な事業内容	営業支援及び市場調査
当社との関係	主に当社米国事業の支援を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度において、中期経営計画に基づき、以下の重点課題に取り組んでまいりました。

①がんの予防・治療への貢献

2024年に上市した『MINtS® 肺癌マルチ CDx ライブラリー調製試薬キット』及び『遺伝子解析プログラム MINtS Analyzer』による、非小細胞肺癌のコンパニオン診断システムの普及拡大に向けた取り組みを進めてまいりました。今後も、関連する医療機関や関係者との連携を通じて、本診断システムのさらなる浸透を図ってまいります。

また、便潜血検査用試薬及び装置の販売は、便潜血検査を中核とした大腸がん検診ニーズの高まりを背景に、欧州を中心とする海外市場において堅調に推移いたしました。今後も海外市場での便潜血検査の普及を推進するとともに、大腸がんを中心としたがんの早期発見に貢献してまいります。

■ 事業報告

②感染症撲滅・感染制御への貢献

USAIDの閉鎖に伴うGlobal Fundの資金規模縮小といった影響はありましたが、当社はアフリカをはじめとする途上国において、LAMP法を用いた結核検査システム（TB-LAMP）の普及を通じ、結核撲滅に向けた取り組みを継続してまいりました。

また、結核に加えて、マラリアやNTDs（顧みられない熱帯病）への対応にも注力し、各国・地域の医療環境に応じた診断機会の拡大を通じて、医療アクセス向上及び感染症の制御・撲滅に貢献してまいりました。

③ヘルスケアに役立つ製品・サービスの提供

当社は、2023年に便中カルプロテクチン測定試薬について、「クローン病の病態把握の補助」を目的とした使用（臨床的意義）に関する薬事承認を取得しました。これにより、非侵襲的な便検査によりクローン病の病態を把握できる新たな選択肢として医療現場での認知が進み、当連結会計年度においても国内の医療機関への導入が着実に拡大しました。

また、海外市場においては、欧米を中心に便中カルプロテクチン検査の臨床活用が広がっており、今後も各国の医療ニーズや診療ガイドラインの動向を踏まえながら、当該検査をはじめとするヘルスケア分野の製品・サービス展開を積極的に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、臨床検査薬の総合メーカーとして、体外診断用医薬品、医療機器など臨床検査をフルにサポートする製品を取り揃えております。

また、食品微生物検査用試薬、環境微生物検査用試薬、そして各種検査に対応する検査用器具・器材といった産業関連製品も充実しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

栄研化学株式会社	本社	東京都千代田区
	野木事業所 (研究所・工場・商品管理センター)	栃木県下都賀郡野木町
	那須事業所 (研究所・工場)	栃木県大田原市
	営業部	札幌・仙台・東京・横浜・名古屋 京都・大阪・広島・高松・福岡
	欧州支店	オランダ (アムステルフェーン)
栄研医薬 (上海) 有限公司		中国 (上海市)
EIKEN MEDICAL AMERICA INC.		米国 (テキサス州)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
696 (364) 名	▲6 (+15) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
696 (364) 名	▲4 (+17) 名	41歳5ヵ月	13年5ヵ月

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数 (シニア、パート、嘱託社員及び派遣社員を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,950百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- | | |
|-----------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 123,900,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 34,541,438株 |
| ③ 株主数 | 4,934名 |
| ④ 大株主（上位10名）の状況 | |

株主名	持株数（百株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	41,856	12.70
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	32,693	9.92
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	22,500	6.83
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	21,881	6.64
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	14,632	4.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	12,648	3.84
NAVF SELECT LLC	12,500	3.79
第一生命保険株式会社	11,000	3.34
GOLDMAN,SACHS & CO. REG	9,209	2.79
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / AIF CLIENTS ASSETS	8,285	2.51

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,575,865株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役及び執行役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	36,611	11
社外取締役	3,710	7

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2026年3月31日現在)

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第3回新株予約権 (2009年5月19日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 336.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2009年7月10日から 2029年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第4回新株予約権 (2010年5月18日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 346.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2010年7月9日から 2030年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第5回新株予約権 (2011年5月18日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 410.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2011年7月9日から 2031年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第6回新株予約権 (2012年5月17日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 422.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2012年7月10日から 2032年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—

事業報告

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第7回新株予約権 (2013年5月16日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 718.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2013年7月10日から 2033年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第8回新株予約権 (2014年5月16日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 702.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2014年7月9日から 2034年7月8日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第9回新株予約権 (2015年5月18日)	40個	普通株式 4,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 965.5円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2015年7月10日から 2035年7月9日まで	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1人	—
第10回新株予約権 (2016年5月18日)	30個	普通株式 3,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 950.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2016年7月9日から 2036年7月8日まで	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1人	—
第11回新株予約権 (2017年6月14日)	30個	普通株式 3,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,488.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2017年7月11日から 2037年7月10日まで	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1人	—
第12回新株予約権 (2018年6月14日)	30個	普通株式 3,000株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 2,081.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2018年7月13日から 2038年7月12日まで	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1人	—

事業報告

名称 (発行決議日)	新株 予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類と数	新株予約権 の払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価額	権利行使期間	役員の保有状況	
						取締役 (社外取締役を除き、 執行役を含む)	社外取締役
第13回新株予約権 (2019年6月18日)	31個	普通株式 3,100株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,542.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2019年7月12日から 2039年7月11日まで	新株予約権の数 31個 目的となる株式数 3,100株 保有者数 1人	—
第14回新株予約権 (2020年6月16日)	38個	普通株式 3,800株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,309.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2020年7月10日から 2040年7月9日まで	新株予約権の数 38個 目的となる株式数 3,800株 保有者数 1人	—
第15回新株予約権 (2021年6月16日)	145個	普通株式 14,500株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,719.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2021年7月9日から 2041年7月8日まで	新株予約権の数 145個 目的となる株式数 14,500株 保有者数 3人	—
第16回新株予約権 (2022年6月17日)	163個	普通株式 16,300株 (新株予約権1個 につき100株)	1株当たり 1,551.0円	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり1円)	2022年7月8日から 2042年7月7日まで	新株予約権の数 163個 目的となる株式数 16,300株 保有者数 4人	—

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の保有状況については、取締役（社外取締役を除き、執行役を含む）の欄に総数を記載しております。

2. 2018年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、本分割以前に発行した新株予約権の目的となる株式の数及び該当する新株予約権の1株当たりの払込金額は調整されております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び執行役の状況 (2026年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
納 富 継 宣	取締役兼代表執行役会長	
瀬 川 雄 司	取締役兼代表執行役社長	
森 安 義	取締役兼専務執行役 研究開発統括部長	栄研医薬（上海）有限公司 董事長
石 井 潔	取締役 取締役会議長、指名委員	株式会社協和精機 社外取締役
中 村 規代実	取締役 監査委員長	弁護士 オリゾン法律事務所(HORIZON LAW OFFICE) パートナー 日本甜菜製糖株式会社 社外取締役
藤 吉 彰	取締役 報酬委員長、指名委員	Heartseed株式会社 社外監査役
松 竹 直 喜	取締役 指名委員長、監査委員	株式会社カブ・コーポレーション 代表取締役 マミヤ・オーピー株式会社 社外監査役
植 木 理 恵	取締役 報酬委員、監査委員	順天堂大学医学部附属順天堂東京江東高齢者医療センター副院長・ 診療部長
木野瀬 祐 太	取締役 報酬委員	株式会社コンチネンタル・インベストメント・グループ 代表取締役
戸 田 達 喜	取締役 監査委員	平川商事株式会社 財務執行役員
土 居 通 寿	常務執行役 生産統括部長兼信頼性保証室長	
古 橋 弘 康	執行役 内部監査室長	
土 谷 敏 之	執行役 営業統括部長	
吉 田 佳 一 郎	執行役 営業統括部海外企画営業室長	
赤 石 聡	執行役 営業統括部国内営業室長兼 営業管理室長	
渡 邊 勝 紀	執行役 生産統括部野木工場長兼 那須工場長	
富 田 憲 弘	執行役 研究開発統括部基礎研究所長	
工 藤 知 博	執行役 経営管理統括部長兼 経営戦略室長	

- (注) 1. 石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏は、社外取締役であります。なお、当社は、7氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査委員である松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査委員会の職務を補助するために監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。また、監査委員は、業務執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 石井潔氏、中村規代実氏、藤吉彰氏、松竹直喜氏、植木理恵氏、木野瀬祐太氏、戸田達喜氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる規定を定款に置いており、その規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

当該規定に基づく損害賠償責任の限度額は、各々1,000万円と同法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役及び子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する会社役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である取締役・執行役等の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害等について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役及び執行役の報酬等

1) 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

当社は、指名委員会等設置会社であり、社外取締役のみで構成する報酬委員会の決議により、取締役及び執行役の個人別報酬を決定しております。

当事業年度の当社役員の報酬等の額は、2025年6月24日開催の報酬委員会により十分審議のうえ、決議しております。

イ 基本方針

取締役及び執行役の報酬決定の基準は、当社グループの業績向上へのインセンティブを高め、株主価値の向上に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。

ロ 具体的方針

執行役の報酬は「固定報酬」「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。また、業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、業績との連動を行わず、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しております。なお、2022年11月18日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議したことに伴い、株式報酬型ストックオプション制度は廃止しております。報酬構成の割合については、取締役は固定報酬90%、業績連動報酬0%、譲渡制限付株式報酬10%、執行役は固定報酬50%、業績連動報酬30%、譲渡制限付株式報酬20%をそれぞれのモデルケースとして設定しております。ただし、実際の支給割合は個人ごとに異なる場合があります。

具体的な内容は、以下のとおりであります。

a 固定報酬

固定報酬は取締役・執行役の別、役位及び職務の内容に応じて一定の額を毎月支払います。

b 業績連動報酬

業績連動報酬は執行役に対して支給し、毎期の持続的な業績改善へのインセンティブとして、当事業年度の連結売上高・連結営業利益の目標達成度及び前年度からの改善度、並びに当社が重視する経営指標であるROEを評価指標として、総額を決定いたします。加えて、持続的成長を実現するための事業基盤の再構築への取り組みなど、財務的な業績数値では測ることができない戦略目標の達成度を評価基準に加えるため、個人別に設定した担当職務の目標達成度を評価し、支給します。2025年3月期の評価指標の目標及び実績は以下のとおりであります。

評価指標	2025年3月期	
	目標 (注)	実績
連結売上高 (百万円)	43,100	40,539
連結営業利益 (百万円)	5,660	2,999
ROE (%)	9.5	5.0

(注) 2025年3月期の業績評価は、2024年5月9日付で公表した数値目標としております。

c 譲渡制限付株式報酬

取締役及び執行役に対して、中長期的な株主価値と企業価値の持続的向上を強く意識して取り組むために、インセンティブを明確にするとともに、株主の皆様と株主価値を共有することを目的とし、2022年11月18日開催の報酬委員会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しております。

対象となる取締役及び執行役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける割当対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、あらかじめ定められた一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること、などが含まれます。

当事業年度に付与した譲渡制限付株式報酬の状況は、「2 (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりです。

事業報告

2) 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

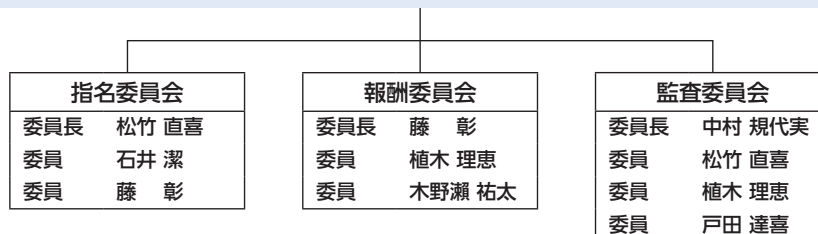
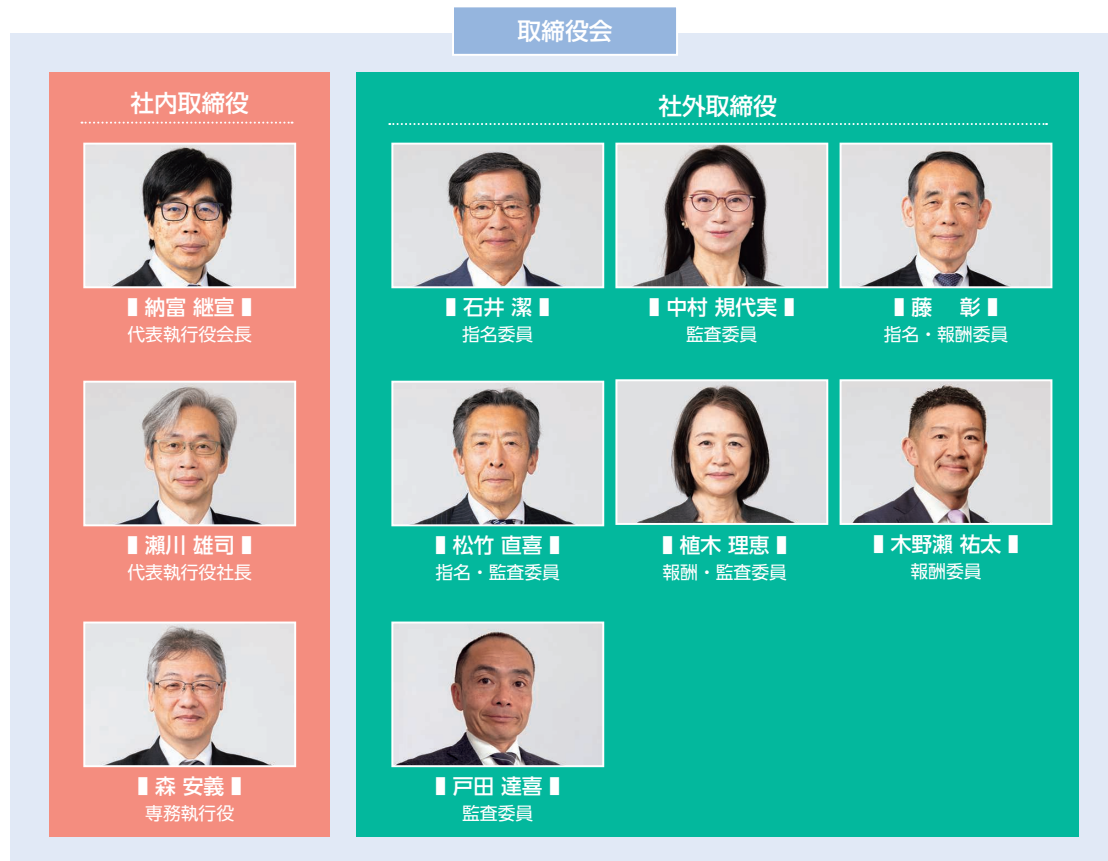
当事業年度においては、計8回の報酬委員会を開催しております。2025年5月及び6月の報酬委員会では、執行役を兼務する取締役及び執行役について、前事業年度の会社業績、各執行役の業績目標の達成状況、社外取締役による執行役評価並びに執行部門から提出された「部門目標進捗管理表」及び「業績評価シート」に基づき、定量・定性両面の観点において討議を行いました。討議の結果、報酬委員会での検討・合意に基づき決定された当年度の個人別の報酬は、各執行役の前年度業績への貢献に対する評価及び当社の中長期的な成長に向けた取り組みへの動機付けとして適切であると考え、当該方針に沿うものであると報酬委員会にて判断したものです。

3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	96 (76)	88 (70)	- (-)	7 (5)	13 (8)
執行役	242	125	42	75	16

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役の報酬等の額は、取締役としての報酬等と執行役としての報酬等を区分したうえで、それぞれの報酬等の総額に含めております。
2. 執行役の支給額には、使用人兼務執行役の使用人分給与は含まれておりません。

当社機関構成について



⑤ 社外役員に関する事項

- 1) 他の法人等の重要な兼職と当社との関係
前記「①取締役及び執行役の状況」表の記載のとおりであります。
他の法人等との間には、取引関係等はありません。
- 2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係
イ 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等になったことはありません。
ロ 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等の配偶者、三親等以内の親族関係者ではありません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況
イ 当事業年度中に開催された取締役会及び各委員会への出席状況
(出席回数／開催回数、「-」は担当外の委員会)

氏名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
石井 潔	19/19	-	8/8	3/3
中村 規代実	19/19	6/6	-	-
藤吉 彰	19/19	-	8/8	8/8
松竹 直喜	19/19	6/6	5/5	-
植木 理恵	11/11	4/4	-	5/5
木野瀬 祐太	11/11	-	-	5/5
戸田 達喜	11/11	4/4	-	-

- (注) 1. 石井潔氏は2025年6月24日付で報酬委員会を退任したため、報酬委員会については退任前の出席状況となります。
2. 松竹直喜氏は2025年6月24日付で指名委員会に就任したため、指名委員会については就任後の出席状況となります。
3. 植木理恵、木野瀬祐太、戸田達喜の各氏は、2025年6月24日開催の第87期定時株主総会において就任したため、就任後の出席状況となります。

- ロ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
・石井潔氏は、企業経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会議長として取締役会の円滑かつ建設的な運営を行うとともに、取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、指名委員会委員として、透明性・公平性・合理性を重視した役員人事の決定や、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に参画し、適宜必要な助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。

- ・中村規代実氏は、弁護士としての法曹実務における豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会において、コンプライアンス及びコーポレートガバナンスの観点から、独立した立場で意見具申を行うことで、コーポレートガバナンスの強化に貢献しております。また、監査委員会委員長として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件や監査委員会として注視すべき案件について、適法性及び妥当性の観点から審議を主導し、監査機能の実効性確保に努めております。
- ・藤吉彰氏は、大手製薬企業における研究開発、海外事業、IR等の経験を通じて培われた経営及び医薬品業界に関する高い見識、並びに投資家との対話経験に基づき、取締役会において独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、報酬委員会委員長として、役員報酬体系の見直しや、業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議を主導しております。さらに、指名委員会委員として、透明性・公平性・合理性を重視した役員人事の決定や、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議に参画し、適宜必要な助言を行い、経営人事機能の強化に貢献しております。
- ・松竹直喜氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知識並びに豊富な実務経験に基づき、取締役会において、独立かつ客観的な立場から経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、指名委員会委員長として、透明性・公平性・合理性のある役員人事の決定、サクセッションプランを中心とした運営方針等の審議を主導し、経営人事機能の強化に貢献しております。さらに、監査委員会委員として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行い、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保に寄与しております。
- ・植木理恵氏は、医師としての専門的かつ高度な知識及び豊富な臨床経験、並びに医薬業界に関する高い見識に基づき、当社の取締役会において、独立かつ客観的な立場から、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、報酬委員会委員として、役員報酬体系や業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議に参画し、役員報酬制度の実効性確保に寄与しております。さらに、監査委員会委員として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行い、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保に寄与しております。
- ・木野瀬祐太氏は、投資会社において長年にわたり経営者として携わった経験を通じて培われた、企業投資に関する専門的かつ豊富な知識及びビジネス経験に基づき、取締役会において、資本市場及び株主の視点から、独立かつ客観的に当社の取り組みを評価・監督するとともに、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、報酬委員会委員として、役員報酬体系や業績連動報酬に係る業績目標の設定及び評価等に関する審議に参画し、役員報酬制度の実効性確保に寄与しております。
- ・戸田達喜氏は、銀行での勤務経験に加え、事業会社において経営管理、財務・ファイナンス及び海外事業投資に携わった経験を通じて培われた、幅広い知識及び実務経験に基づき、取締役会において、資本市場及び株主の視点から、独立かつ客観的に当社の取り組みを評価・監督するとともに、経営に関する助言及び意見具申を行っております。また、監査委員会委員として、取締役及び執行役の職務執行の監査を行い、監査委員会における審議を通じて、監査機能の実効性確保に寄与しております。

4) 各委員会の役割及び当事業年度における活動

イ 監査委員会

・役割

監査委員会は、社外取締役4名で構成されております。監査委員会では、監査の基本方針・実施計画に関する事項、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容等を決定しております。また、当社並びに子会社からなる栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行っております。

監査委員は、業務の執行状況を把握するために取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるとともに、監査合同会議により各部門からの報告を受けて監査の実効性を確保しております。監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。

・当事業年度における活動

監査委員会を6回開催し、監査委員会規則に基づき経営管理統括部、生産統括部、品質管理部門等の各部門から定期的に報告を受けるほか、会計監査人との情報交換を通じてガバナンスやリスクマネジメントが適切に機能していることを確認してきました。監査委員会の事務局を担っている内部監査部とは内部統制制度の一層の整備並びに運用の監査及び業務監査を進めてまいりました。また、経営環境をめぐるリスクについて調査・分析を行い、執行部門・取締役会と情報の共有を行うとともにリスクへの即応体制を確認するなどガバナンスの一層の強化に努めました。これらの活動を通じて当事業年度においては、取締役及び執行役の職務執行に関して法令、定款に違反する重大な事実はありませんでした。監査委員会は、監査の実効性と制度の向上を図るため、内部監査部、会計監査人と連携を行い、企業価値の向上を目指し、社会からの信頼に応えるためにより強固なガバナンスを推し進めるための監査を引き続き行ってまいります。

ロ 指名委員会

・役割

指名委員会は、社外取締役3名で構成されております。指名委員会では、取締役指名基準を踏まえ株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。

取締役の過半数を業務執行とは独立した社外取締役が占めており、将来にわたり継続して適切な社外取締役を選任していくことが重要となります。社外取締役候補者の選任においては、中立性・独立性を十分考慮したうえで、取締役会として多様な視点から監督機能を発揮できるようスキルマトリクスを作成し、バランスのとれた取締役構成となるよう人選の検討を進めております。また、代表執行役の選解任について指名委員会にて候補者を事前検討のうえ、取締役会に上程するものとしております。あわせて代表執行役の後継者の選定、育成についても指名委員会が監督・助言を行うこととしており、指名委員会の重要ミッションの一つと位置づけております。

・当事業年度における活動

当事業年度においては、指名委員会を8回開催し、取締役候補者案及び代表執行役社長の後継者の選定及び育成等について、審議・検討を行いました。

主な活動内容として、社外取締役の将来における就任及び退任に関するシミュレーションを実施し、その結果を踏まえ、取締役会の多様性及び継続性の確保並びに人材確保の観点から、社外取締役のサクセッションプランについて検討を行いました。あわせて、取締役会として求められる機能及び専門性の変化を踏まえ、スキルマトリクスの見直しについても検討を行いました。

また、社内取締役及び社内執行体制についても、世代構成や女性登用の観点を含めたサクセッションプランの検討を進めました。さらに、相談役・特別顧問制度について、その位置づけや役割の明確化並びにガバナンス上の妥当性の観点から、制度の存否を含めた在り方を検討いたしました。

指名委員会は、将来の経営幹部候補者の育成を当社の持続的な成長にとって重要な課題と位置づけしており、今後も経営幹部のサクセッションプランの策定及び育成計画並びに取締役会の構成や制度の在り方について、継続的に審議・検討を行ってまいります。

ハ 報酬委員会

・役割

報酬委員会は、社外取締役3名で構成されております。報酬委員会では、取締役及び執行役に対する個人別報酬の決定に関する方針及び個人別報酬等を決定しております。

報酬決定の基準は、当社グループの業績向上へのインセンティブを高め、株主価値の向上に資する目的で、各人の役位・担当執行業務に応じた職責、当社業績、経営環境、世間水準等を考慮のうえ決定いたします。現在の報酬体系は、「固定報酬」「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」を組み合わせたものとしており、業務執行から独立した立場にある社外取締役は業績との連動は行わず、固定報酬及び譲渡制限付株式報酬としております。

・当事業年度における活動

報酬委員会を8回開催し、以下の2つの重点テーマについて審議・検討を行いました。

a 取締役及び執行役の報酬構成

取締役及び執行役の報酬は、「固定報酬」「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。このうち、執行役の報酬構成については、「固定報酬」「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式報酬」の割合を、50%：30%：20%とするモデルケースを設定しております。当該報酬体系は、執行役が株主と同じ視点に立ち、株価及び企業価値の持続的な向上を目指す意識を一層高めることを目的としており、報酬体系及び報酬構成について継続的な見直しの検討を行いました。なお、「譲渡制限付株式報酬」については、付与対象を社外取締役に拡大いたしました。

b 目標設定の内容及び方法の改善

執行役の目標設定については、単年度の業績目標に加え、社外取締役の意見及び課題認識を踏まえ、経営計画の達成に向けて執行役が取り組むべき中長期目標を、改革を主眼として明確化いたしました。また、当該目標の実現に向けた取り組みについては年度別に設定し、積極的な推進を促す内容としております。

さらに、代表執行役社長との協議を前提に、社外取締役の意見を反映した目標設定を行うことにより、執行役が経営陣の一員として主体的に中長期課題に取り組むことを促す仕組みとしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積等を確認し、過去の報酬実績等と比較検討した結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は以下の方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 監査委員会の職務の執行のために必要な事項

1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項

当社は、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当する。

2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保する。転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定し、また、人事考課及び給与については、その職務をもって使用人が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。

3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保するものとする。内部監査部に所属する使用人は、その職務を遂行するうえで社内または社外から不当な制約を受けたときは、当社監査委員会またはあらかじめ監査委員会が指名する監査委員に報告し、不当な制約を排除するよう求めなければならない。

4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制

当社は、当社監査委員会に報告する事項を社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に定め、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告をするものとする。

また、当社監査委員会委員は、当社取締役会など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議において、各部門から報告を受ける。なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けている。

- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社監査委員会は、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保するものとする。
- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他社外の専門家に対して助言、調査、鑑定その他の事務を委託するとき、または着手金等の前払及び事後的に発生した費用等の償還その他の費用に関する請求があったときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当該費用の支払または債務処理を行わなければならない。
- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査委員会委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、監査業務を円滑に推進する。また、監査合同会議により各部門から報告を受けて監査の実効性を確保するとともに、必要に応じて会計監査人との連携を確保する。

② 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、情報の保存及び管理に関する社内規程に従い、執行役の業務執行に係る情報、議事録及び関連資料、その他重要な情報・文書等の保存を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）の事業推進に伴う損失の危険（以下、「リスク」という）は、当社グループのリスク管理を体系的に定める「栄研グループ・リスク管理規程」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会で継続的に把握・管理する。
また、全社的なリスクの総括を職務とするリスク管理担当執行役は、同規程に基づき有事の際に迅速かつ適切な情報伝達と緊急対策体制を整備する。

3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営の基本方針に係る重要事項については、当社取締役会の審議を経て執行決定を行う。業務執行については、「執行役規則」及び「職務権限規程」に基づき、適正な指示命令系統のもと迅速かつ円滑な業務の執行を行う。

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとして、業務執行の効率性を継続的に監視する。

また、子会社においても職務権限を定め、効率的に業務の執行を行う。

なお、当社監査委員会は、当社及び子会社から成る栄研グループにおける業務の適正確保のために、各々の内部統制システムを監視するとともに適切な対応を行う。

4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の自主性及び自律性を尊重したうえで、重要性等に応じ、当社代表執行役に報告する。

5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範として「栄研グループ・グローバル行動規準」及び「栄研グループ・コンプライアンス規程」を制定し、「職務権限規程」と併せて、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行う。

また、当社及び子会社にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置するとともに、その下部機構であり事業所単位の実行組織であるリスク管理・コンプライアンス推進委員会を設置する。これらの委員会を通じて企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 監査委員会の職務の執行

- 1) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社使用人に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、当社監査委員会の職務を補助するために、監査委員会事務局を設置し、その業務を内部監査部が担当しております。
- 2) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人の当社執行役からの独立性に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人について、当社執行役からの独立性を確保しており、転入・転出については、あらかじめ監査委員会の承認を得て決定しております。
- 3) 当社監査委員会の職務を補助すべき当社の使用人に対する当社監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
当社は、社内規則（「監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規則」）に従い、内部監査部に所属する使用人が、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないことを確保しております。
- 4) 当社取締役、執行役及び使用人が当社監査委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告をするための体制
当社は、社内規則（「監査委員会等への情報報告に関する規則」）に従い、当社取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査委員会に報告を行っております。
また、当社監査委員会委員は、当社取締役会（当期19回開催）など重要な会議に出席し、業務執行状況を把握するとともに定期的に開催される監査合同会議（当期4回開催）において、各部門から報告を受けております。
なお、コンプライアンスの徹底を図るため、当社は社内・社外に内部通報窓口を設けております。
- 5) 当社監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、監査委員会に報告がなされたことを理由として、当該報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- 6) 当社監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、社内規則（「監査委員会規則」）に従い、当社監査委員の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っております。

- 7) その他当社監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査委員会は社外取締役4名で構成され、監査委員は、業務の執行状況を把握するために当社取締役会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、監査合同会議（当期4回開催）により各部門から報告を受けて監査の実効性が確保されていることを確認しており、監査業務を行っております。

監査委員会は、当期6回開催され、監査委員相互の情報交換を行っております。監査委員会は、会計監査人から定期的（当期9回開催）に報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行っております。

② 執行役の職務の執行

- 1) 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（「文書管理規程」等）に従い、執行役の業務執行に係る情報である経営会議議事録及びその関連資料、その他重要な情報・文書である稟議書、契約書等について、保存期間を設定し、適切に保存しております。これらの文書については、必要に応じて閲覧できるようにしております。

- 2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という）は、社内規則（「栄研グループ・リスク管理規程」）に従い、当社グループの事業推進に伴う損失の危険について、各々のリスク管理・コンプライアンス委員会（当期：当社2回開催、子会社1回開催）で継続的に把握・管理しております。

- 3) 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社内規則（「取締役会規則」等）により当社グループ経営の基本方針に係る重要事項につき意思決定のルールを明確化しており、取締役会を当期19回開催し、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っております。業務執行については、社内規則（「執行役規則」及び「職務権限規程」）に基づき、各執行役が迅速かつ円滑に業務執行を行い、経営会議を当期12回開催し、執行状況を報告しております。これに対して、取締役会は、年度経営計画に基づく四半期ごとのモニタリング等を通じて、当社グループの業績管理を実施し、業務執行の効率性を継続的に監視しております。

- 4) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の子会社を担当する執行役は、子会社の職務執行状況について、当社経営会議及び取締役会に報告を行っております。

- 5) 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、社内規程（「栄研グループ・グローバル行動規準」、「栄研グループ・コンプライアンス規程」、「職務権限規程」）に従い、その実効性をより高めるため、社内研修を継続的に行っております。

また、当社及び子会社のリスク管理・コンプライアンス委員会並びに当社のリスク管理・コンプライアンス推進委員会で、企業倫理・法令遵守を推進するとともに内部監査部監査、リスク管理・コンプライアンス委員会、監査合同会議などにより、適法性及び効率性を継続的に監視しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

反社会的な勢力、団体に対しては、毅然とした態度を貫き、断固として対決いたします。「栄研グループ・グローバル行動規準」にこの基本的な考え方を定め、取締役、執行役、従業員がこの行動規範を遵守するよう徹底しております。

反社会的な勢力、団体に関する対応部門を設け、警察、弁護士等外部専門機関との連携の強化を図り、組織的に適切な対応を行います。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開による持続的な企業価値の向上を経営目標に掲げるとともに、株主の皆様に対する継続的な利益還元を経営上の最重要施策の一つとして位置づけており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。具体的には、上記方針を踏まえ総還元性向50%以上の配当を目標といたします。これらの剰余金の配当の決定機関については、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う。」旨定款に定めております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり29円とさせていただきます。すでに2025年12月1日に1株当たり29円の間配当金をお支払しておりますので、年間配当金といたしましては1株当たり58円となります。

次期の1株当たり配当金につきましては、普通配当金として、中間配当金29円、期末配当金29円を予定しております。内部留保につきましては、中長期的な視点にたつて、経営基盤の強化を目指して研究開発や設備投資及び経営効率の向上のための投資等に有効活用してまいります。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定められておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	32,040
現金及び預金	10,943
受取手形、売掛金及び契約資産	10,174
電子記録債権	1,225
リース投資資産	354
商品及び製品	4,354
仕掛品	2,024
原材料及び貯蔵品	1,613
その他	1,356
貸倒引当金	△6
固定資産	30,616
有形固定資産	23,338
建物及び構築物	17,484
機械装置及び運搬具	1,989
工具、器具及び備品	960
土地	1,928
リース資産	206
建設仮勘定	767
無形固定資産	332
投資その他の資産	6,945
投資有価証券	763
関係会社株式	810
長期預金	1,200
退職給付に係る資産	2,409
繰延税金資産	138
その他	1,646
貸倒引当金	△23
資産合計	62,657

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	14,636
支払手形及び買掛金	4,838
電子記録債務	2,622
1年内償還予定の社債	3,000
1年内返済予定の長期借入金	300
リース債務	411
未払法人税等	708
賞与引当金	693
その他	2,062
固定負債	3,986
長期借入金	2,650
リース債務	930
資産除去債務	65
その他	340
負債合計	18,622
(純資産の部)	
株主資本	43,432
資本金	6,897
資本剰余金	7,892
利益剰余金	30,884
自己株式	△2,242
その他の包括利益累計額	513
その他有価証券評価差額金	25
為替換算調整勘定	7
退職給付に係る調整累計額	480
新株予約権	89
純資産合計	44,034
負債純資産合計	62,657

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額	
売上高		41,899
売上原価		25,723
売上総利益		16,175
販売費及び一般管理費		13,255
営業利益		2,919
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	4	
受取賃貸料	2	
受取賠償金	15	
受取補償金	5	
業務受託料	9	
補助金収入	52	
為替差益	12	
その他	43	164
営業外費用		
支払利息	29	
持分法による投資損失	89	
支払補償費	104	
自己株式取得費用	2	
その他	13	239
経常利益		2,844
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社出資金譲渡益	2,004	2,013
特別損失		
固定資産除売却損	22	22
税金等調整前当期純利益		4,834
法人税、住民税及び事業税	1,046	
法人税等調整額	79	1,125
当期純利益		3,708
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		3,708

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,897	7,892	34,700	△6,756	42,734
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,858		△1,858
親会社株主に帰属する当期純利益			3,708		3,708
自己株式の取得				△1,673	△1,673
自己株式の処分		35		485	520
自己株式の消却		△35	△5,666	5,702	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△3,816	4,513	697
当期末残高	6,897	7,892	30,884	△2,242	43,432

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	0	338	166	505	358	43,598
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,858
親会社株主に帰属する当期純利益						3,708
自己株式の取得						△1,673
自己株式の処分						520
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	24	△330	314	7	△268	△261
連結会計年度中の変動額合計	24	△330	314	7	△268	436
当期末残高	25	7	480	513	89	44,034

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数及び名称 2社
 EIKEN MEDICAL AMERICA INC.
 栄研医薬(上海)有限公司
 当連結会計年度において、栄研医薬(上海)有限公司を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
 また、栄研中国生物科技(中国)有限公司は全持分を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。
- ② 非連結子会社の数及び名称
 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 関連会社の数及び名称 1社
 ナノティス株式会社
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称
 該当事項はありません。
- ③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項
 持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用してあります。また、持分法適用にあたり発生したのれん相当額は、20年以内で均等償却しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、栄研医薬(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。
 連結計算書類の作成にあたっては、正規の決算に準ずる合理的な手続きによる決算（仮決算）を実施する方法によって作成しております。
 その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- | | |
|------------|-------------|
| ・満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ・関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ・その他有価証券 | |

（市場価格のない株式等以外のもの） 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

（市場価格のない株式等） 主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

連結計算書類

- ・商品、製品、原材料及び仕掛品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 当社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、当社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 7年～40年 |
| 機械装置及び運搬具 | 4年～8年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～15年 |
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- イ. 製品及び商品の販売
- 製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。
- ロ. ロイヤリティ収入
- ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在

連結計算書類

外子会社の資産及び負債、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金

ハ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

c. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,354百万円
仕掛品	2,024百万円
原材料及び貯蔵品	1,613百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産を収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、過去の品目別の平均消費または販売数量を基に、将来消費または販売される数量を見積り、使用期限または出荷期限までに販売できないと見込まれる

連結計算書類

棚卸資産については営業循環過程から外れた滞留または処分見込等の棚卸資産として、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げています。さらに、回転期間が一定期間を超える場合は、将来の消費または販売予測を個別に見積り、収益性の低下が認められた場合は、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げています。

なお、市場環境の変化により、将来消費または販売される数量及び将来の消費または販売予測が変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	10,011百万円
電子記録債権	1,202百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,732百万円

(3) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 77百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 41,704百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	38,541,438株	－株	4,000,000株	34,541,438株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少4,000,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,127,632株	789,442株	4,341,209株	1,575,865株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加789,442株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加で782,800株、単元未満株式の買取りによる増加96株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加で6,546株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少4,341,209株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少で4,000,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少で118,009株、ストックオプションの権利行使による減少で223,200株であります。

連結計算書類

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月13日 取締役会	普通株式	902	27	2025年3月31日	2025年6月10日	利益剰余金
2025年10月30日 取締役会	普通株式	956	29	2025年9月30日	2025年12月1日	利益剰余金

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年5月12日 取締役会	普通株式	956	29	2026年3月31日	2026年6月9日	利益剰余金

連結計算書類

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2009年5月19日 取締役会決議分	2010年5月18日 取締役会決議分	2011年5月18日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	4,000株
新株予約権の残高	40個	40個	40個
	2012年5月17日 取締役会決議分	2013年5月16日 取締役会決議分	2014年5月16日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	4,000株	4,000株
新株予約権の残高	40個	40個	40個
	2015年5月18日 取締役会決議分	2016年5月18日 取締役会決議分	2017年6月14日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	4,000株	3,000株	3,000株
新株予約権の残高	40個	30個	30個
	2018年6月14日 取締役会決議分	2019年6月18日 取締役会決議分	2020年6月16日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,000株	3,100株	3,800株
新株予約権の残高	30個	31個	38個
	2021年6月16日 取締役会決議分	2022年6月17日 取締役会決議分	
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	
目的となる株式の数	14,500株	16,300株	
新株予約権の残高	145個	163個	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性の高い金融商品にて実行し、運転資金及び設備投資については、基本的に手持資金（利益等の内部留保）と売掛債権信託（債権流動化）にて調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避、及び余剰資金の運用を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、すべて1年以内の回収期日であります。なお、これらは顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握する体制をとっております。

満期保有目的の債券は、取引権限及び取扱限度額等を定めた社内ルールに従い、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制をとっております。

長期預金は満期時において元本金額が全額支払われ安全性は高いものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、これらは流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成し、手許流動性の維持により流動性リスクを管理する体制をとっております。

1年内償還予定の社債、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資及び事業投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円) (*)	時 価 (百万円) (*)	差 額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	318	298	△19
②その他有価証券	419	419	－
(2) 長期預金	1,200	1,202	2
(3) 1年内償還予定の社債	(3,000)	(3,012)	△12
(4) 長期借入金(*3)	(2,950)	(2,954)	△4
(5) リース債務(*4)	(1,342)	(1,340)	1
(6) デリバティブ取引(*5)	－	－	－

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

連結計算書類

- (*1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 市場価額のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	25
関係会社株式	810

- (*3) 長期借入金 は流動負債「1年内返済予定の長期借入金」と固定負債「長期借入金」を合算しております。
- (*4) リース債務は流動負債「リース債務」と固定負債「リース債務」を合算しております。
- (*5) デリバティブ取引
為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております（上記 (*1) 参照）。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	419	—	—	419
資産計	419	—	—	419

連結計算書類

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	298	—	298
長期預金	—	1,202	—	1,202
資産計	—	1,501	—	1,501
1年内償還予定の社債	—	3,012	—	3,012
長期借入金	—	2,954	—	2,954
リース債務	—	1,340	—	1,340
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	7,308	—	7,308

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を同様な新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値にて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらは元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

デリバティブ取引

為替変動リスクのヘッジについて振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めております。なお、買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別及び主たる地域市場別に分解した収益の情報は以下のとおりです。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	日本	海外	合計
便潜血検査用試薬	6,528	6,942	13,470
免疫血清検査用試薬 (便潜血検査用試薬除く)	9,531	284	9,816
尿検査用試薬	2,958	1,664	4,623
微生物検査用試薬	4,221	62	4,284
生化学検査用試薬	579	—	579
器具・食品環境関連培地	1,817	1	1,818
遺伝子関連（装置含む）	938	1,019	1,957
医療機器関連（遺伝子以外）・その他	3,672	1,481	5,153
顧客との契約から生じる収益	30,247	11,457	41,704
その他の収益	194	—	194
外部顧客への売上高	30,442	11,457	41,899

(注) ロイヤリティ収入は、便潜血検査用試薬及び遺伝子関連（装置含む）にそれぞれ含まれております。

その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく、賃貸収入が含まれております。

連結計算書類

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① 製品及び商品の販売

製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。

当社は、卸売業者から病院等に納品をした実績に基づき、当社が卸売業者に販売した金額と卸売業者が病院等に販売した金額との一定の差額を卸売業者への販売額から事後に値引を行います。また、あらかじめ定めた品目と算定基準に従い卸売業者に割戻を行います。値引及び割戻は過去の実績等に基づく最頻値法を用いて算定しております。取引価格に値引や割戻等の変動性のある金額が含まれている契約については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。顧客への返金が見込まれる金額はその他の流動負債に返金負債を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ロイヤリティ収入

ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。

契約一時金及びマイルストーン収入は原則として契約で定められた金額を収益としており、ランニング・ロイヤリティは、顧客から計算対象期間の売上高等の報告を受け、それに契約で定められた料率を乗じて算出しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

履行義務の充足する通常の時点と収益を認識する通常の時点につきましては、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,532百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,213百万円
契約負債（期首残高）	97百万円
契約負債（期末残高）	77百万円

契約負債は、主に海外顧客への製品及び商品の販売における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、97百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,333円07銭
(2) 1株当たり当期純利益	112円52銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

栄研化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、栄研化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、栄研化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2026年5月22日

栄研化学株式会社 監査委員会

監査委員 中村規代実 ㊞

監査委員 松竹直喜 ㊞

監査委員 植木理恵 ㊞

監査委員 戸田達喜 ㊞

(注) 監査委員 中村規代実、松竹直喜、植木理恵及び戸田達喜は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,011	流動負債	14,638
現金及び預金	10,917	買掛金	4,838
売掛金	10,174	電子記録債務	2,622
電子記録債権	1,225	1年内償還予定の社債	3,000
リース投資資産	354	1年内返済予定の長期借入金	300
商品及び製品	4,354	リース債務	411
仕掛品	2,024	未払金	916
原材料及び貯蔵品	1,613	未払費用	222
前払費用	392	未払法人税等	708
その他	960	返金負債	375
貸倒引当金	△6	契約負債	77
固定資産	30,260	預り金	51
有形固定資産	23,291	賞与引当金	693
建物	16,680	その他	421
構築物	804	固定負債	3,953
機械及び装置	1,975	長期借入金	2,650
車両運搬具	7	リース債務	898
工具、器具及び備品	951	資産除去債務	65
土地	1,928	その他	340
リース資産	176	負債合計	18,592
建設仮勘定	767	(純資産の部)	
無形固定資産	332	株主資本	43,564
特許権	4	資本金	6,897
ソフトウェア	316	資本剰余金	7,892
その他	11	資本準備金	7,892
投資その他の資産	6,635	利益剰余金	31,017
投資有価証券	763	利益準備金	338
関係会社株式	972	その他利益剰余金	30,679
出資金	0	圧縮記帳積立金	49
関係会社出資金	10	オープンイノベーション促進積立金	225
破産更生債権等	20	別途積立金	4,330
長期前払費用	29	繰越利益剰余金	26,075
長期預金	1,200	自己株式	△2,242
前払年金費用	1,707	評価・換算差額等	25
繰延税金資産	359	その他有価証券評価差額金	25
リース投資資産	763	新株予約権	89
その他	832	純資産合計	43,679
貸倒引当金	△23	負債純資産合計	62,271
資産合計	62,271		

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		41,867
売上原価		25,729
売上総利益		16,138
販売費及び一般管理費		13,176
営業利益		2,962
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	4	
受取賠償金	15	
受取補償金	5	
業務受託料	9	
為替差益	15	
補助金収入	52	
その他	51	168
営業外費用		
支払利息	15	
社債利息	12	
コミットメントフィー	7	
支払補償費	104	
自己株式取得費用	2	
その他	6	150
経常利益		2,981
特別利益		
固定資産売却益	8	
関係会社出資金譲渡益	1,183	1,192
特別損失		
固定資産除売却損	22	22
税引前当期純利益		4,150
法人税、住民税及び事業税	1,046	
法人税等調整額	79	1,125
当期純利益		3,024

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金		その他利益剰余金			
					圧縮記帳積立金	オープンイノベーション促進積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	6,897	7,892	-	338	51	225	4,330	30,572
事業年度中の変動額								
圧縮記帳積立金の取崩					△2			2
剰余金の配当								△1,858
当期純利益								3,024
自己株式の取得								
自己株式の処分			35					
自己株式の消却			△35					△5,666
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△2	-	-	△4,497
当期末残高	6,897	7,892	-	338	49	225	4,330	26,075

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△6,756	43,551	0	358	43,910
事業年度中の変動額					
圧縮記帳積立金の取崩					-
剰余金の配当		△1,858			△1,858
当期純利益		3,024			3,024
自己株式の取得	△1,673	△1,673			△1,673
自己株式の処分	485	520			520
自己株式の消却	5,702				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			24	△268	△244
事業年度中の変動額合計	4,513	13	24	△268	△231
当期末残高	△2,242	43,564	25	89	43,679

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- | | |
|------------------|--|
| イ. 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ロ. 子会社株式・関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ハ. その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

- | | |
|-------------------|--|
| イ. 商品、製品、原材料及び仕掛品 | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |
| ロ. 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	7年～40年
機械及び装置	8年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

■ 計算書類

- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 製品及び商品の販売
製品及び商品の販売には、検査試薬及び検査機器の製造及び販売が含まれます。原則として顧客に製品及び商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。また、販売時に据付作業を伴う検査機器については、顧客が検収した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、検収時点において収益を認識しております。
- ② ロイヤリティ収入
ロイヤリティ収入には、ライセンス契約等に基づいた契約一時金、マイルストーン収入及び売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティが含まれます。契約一時金については、契約に基づき当社グループが移転することを約束した権利の支配を顧客が獲得した時点で収益を認識しております。マイルストーン収入については、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。売上高等を基礎に算定されたランニング・ロイヤリティについては、売上または使用が発生するか、売上高または使用量に基づくロイヤリティが配分されている履行義務が充足するか、いずれか遅い時点において収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針 当社の内規に基づき、為替変動リスクを回避する目的で行っております。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。
 - ヘッジ手段…為替予約
 - ヘッジ対象…外貨建買入債務、外貨建未払金
- ③ ヘッジ有効性評価の方法 為替予約については、ヘッジ対象に対し、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を各々の買入債務、未払金に振当てております。そのため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、有効性の評価を省略しております。

計算書類

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,354百万円
仕掛品	2,024百万円
原材料及び貯蔵品	1,613百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,717百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	－百万円
② 短期金銭債務	4百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	40百万円
② 仕入高	－百万円
③ 販売費及び一般管理費	38百万円
④ 営業取引以外の取引高	－百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,127,632株	789,442株	4,341,209株	1,575,865株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加789,442株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加で782,800株、単元未満株式の買取りによる増加96株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加で6,546株であります。
2. 普通株式の自己株式数の減少4,341,209株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少で4,000,000株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少で118,009株、ストックオプションの権利行使による減少で223,200株であります。

■ 計算書類

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	57百万円
賞与引当金	218百万円
研究開発費	173百万円
株式報酬費用	28百万円
賞与引当金に係る社会保険料	35百万円
棚卸資産評価損	277百万円
貯蔵品在庫	3百万円
資産除去債務	5百万円
その他	155百万円
繰延税金資産 小計	955百万円
評価性引当額	7百万円
繰延税金資産 合計	947百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△538百万円
圧縮記帳積立金の積立	△22百万円
その他有価証券評価差額金	△11百万円
その他	△15百万円
繰延税金負債 合計	△588百万円
繰延税金資産の純額	359百万円

■ 計算書類

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,322円29銭
(2) 1株当たり当期純利益	91円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

栄研化学株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関口 茂
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 里織
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、栄研化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役員及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び執行役等並びに会計監査人から当該内部統制の監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社管理部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 会社はグループガバナンスを一層強固にするため引き続きその改善に努めることとしており、監査委員会では、その取り組みの進捗状況を継続的に監視及び検証しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2026年5月22日

栄研化学株式会社 監査委員会

監査委員 中村 規代実 ㊞

監査委員 松竹 直喜 ㊞

監査委員 植木 理恵 ㊞

監査委員 戸田 達喜 ㊞

(注) 監査委員 中村規代実、松竹直喜、植木理恵及び戸田達喜は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図



会場

東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 御茶ノ水ソラシティ2階
ソラシティカンファレンスセンター sola city Hall 【WEST】
電話：03（6206）4855（代表）



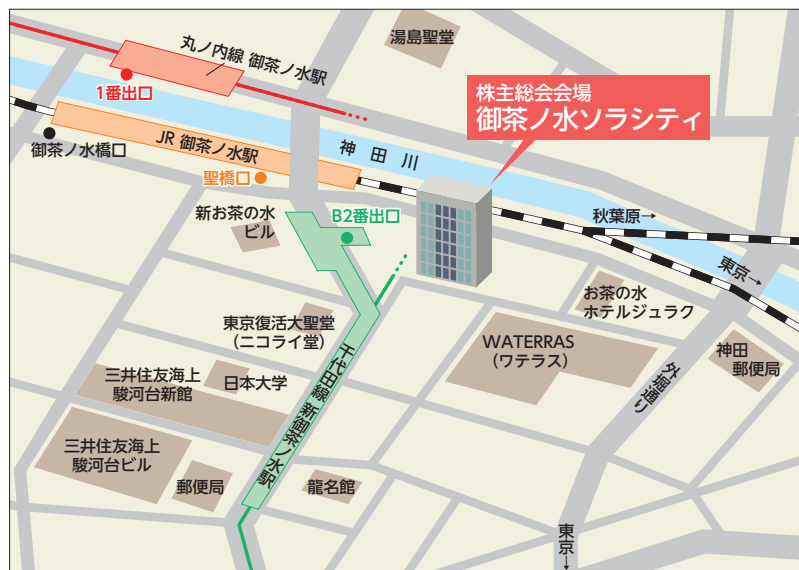
日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



交通

- ① JR線 御茶ノ水駅 聖橋口【徒歩約1分】
- ② 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B2番出口【直結】
- ③ 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅 1番出口【徒歩約4分】



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



スマートフォンで
左記のQRコードを読み取ると
Googleマップにアクセスいただけます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。